資 料 編

1. 沿革

当所は、優良な動物用医薬品、医療用具(機器)の生産を促し、家畜衛生に万全を期するとともに、公衆衛生の保全に寄与し、もって畜産振興の基礎の確立と社会福祉に貢献することを目的として設立されたものである。すなわち、旧薬事法(昭和23年7月29日法律第197号)の制定、旧動物用医薬品等取締規則(昭和23年10月8日農林省令第92号)の施行とともに、昭和23年10月29日に家畜衛生試験場内に検定部を置き、主として動物用生物学的製剤の国家検定を実施してきた。

昭和25年5月18日に検定業務の厳正確立を期するため、農林省畜産局に薬事課を新設、同時に薬事課の分室として、北区西ヶ原にあった元家畜衛生試験場の建物、諸施設並びに人員を継承して業務を続けることとなった。

昭和31年3月31日の薬事課廃止に伴って一時衛生課の分室となったが、同年6月25日に農林省設置法(旧設置法)の一部を改正する法律(昭和31年法律第159号、即日施行。)によって動物医薬品検査所として独立、昭和34年4月に現在地に移転し、今日に至っている。

なお、薬事法(昭和35年8月10日法律第145号)は、昭和36年2月1日から施行され、以後、随時改正されてきたが、医薬品、医療機器等の安全かつ迅速な提供の確保を図るため、平成26年11月25日に施行された薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)により、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改正された。

また、平成15年7月に農林水産省の組織改編が行われ、動物衛生・薬事に関するリスク管理業務は、消費・安全局が担当することとなり、動物医薬品検査所は同局の動物薬事所管課と連携して動物用医薬品の検査等の業務を実施することとなった。平成19年4月には動物用医薬品等の承認審査及びその関連業務が消費・安全局畜水産安全管理課から動物医薬品検査所に移管された。平成22年4月には検査部を11検査室から7領域に再編整備し、検査業務の効率化を図った。また同年5月には動物医薬品検査所と独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所(現 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門)が共同でOIEコラボレーティングセンターとして認定された。平成29年3月には試験所認定制度の国際規格であるISO/IEC17025:2005の認定を動物用生物学的製剤に対する無菌試験(細菌及び真菌の否定)において取得した。平成30年2月には動物実験実施について外部機関による適合性評価を受け、認証を得た。

[歴代所属長・所長]

昭和23年10月 "	家畜衛生試験場長 "検定部長	小 林 正 芳 川 島 秀 雄
昭和25年1月	IJ	寺 門 賀
昭和25年5月	畜産局薬事課長	星修三
IJ	" 分室長	杉 村 克 治
昭和27年4月	IJ	渡 辺 守 松
昭和30年8月	畜産局薬事課長	田中良男
IJ	畜産局薬事課分室	渡 辺 守 松
昭和31年4月	畜産局衛生課長	斉 藤 弘 義
IJ	" 分室長	渡 辺 守 松
昭和31年6月	動物医薬品検査所長	川島秀雄
昭和40年4月	IJ	蒲池五四郎
昭和41年4月	IJ	信 藤 謙 蔵
昭和42年12月	IJ	二宮幾代治
昭和50年12月	IJ	佐澤弘士
昭和55年4月	IJ	畦 地 速 見
昭和59年6月	IJ	沢 田 實
昭和62年6月	JJ	河 野 彬
平成元年7月	IJ	田中正三
平成2年10月	IJ	貝塚一郎
平成4年8月	JJ	小川信雄
平成8年4月	JJ	矢ヶ崎忠夫
平成9年6月	IJ	大 前 憲 一
平成13年4月	JJ	平山紀夫
平成15年6月	JJ	牧 江 弘 孝
平成22年10月	IJ	境 政人
平成25年4月	<i>II</i>	伊藤 剛嗣
平成27年4月	IJ	山 本 実
平成29年4月	II.	小 原 健 児

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

2. VICH(動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力) について (その 22)

本資料は、年報第34号からのシリーズとして動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力 (VICH: International Cooperation on Harmonisation of Technical Requirements for Registration of Veterinary Medicinal Products) の活動について掲載しているものである。

 	目	次 (ページ)
 	Ι	平成 30(2018)年度 VICH 関係会議の開催状況 ・・・・・・・・ 65
! ! !	Π	VICH の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
! !	\prod	SC の活動状況(2018 年度)・・・・・・・・・・・・ 67
! !	IV	VOF の活動状況(2018 年度)・・・・・・・・・・・ 79
! !	V	第6回公開会議の概要 ・・・・・・・・・・・・・ 96
! !	VI	専門家作業部会 (EWG) 等の活動状況 (2018 年度) ・・・・・・・・ 98
 	VII	ガイドラインの作成状況 ・・・・・・・・・・・・・・・ 106

I 平成30(2018)年度 VICH 関係会議の開催状況

本年度は、第36回 VICH 運営委員会 (SC: Sterring Committee) 会合及び第10回アウトリーチフォーラム (VOF: VICH Outreach Forum) 会合がブルージュ (ベルギー) で、第37回 SC 会合、第11回 VOF 会合及び第6回公開会議がケープタウン (南アフリカ) でそれぞれ開催された。

開催年月日	会 議 名	開催場所	
2018/6/25-26,28	第 36 回 VICH SC 会合		
2018/6/26-27	第 10 回 VOF 会合	- ブルージュ(ベルギー)	
2019/2/24-25,3/1	第 37 回 VICH SC 会合		
2019/2/25-26 第 11 回 VOF 会合		ケープタウン(南アフリカ)	
2019/2/27-28	第6回 VICH 公開会議		

以下、本項では、特段の規定がある場合を除き、以下の略語を使用する。

ADI:Acceptable Daily Intake(一日摂取許容量)

AGCARM: New Zealand Association for Animal Health and Crop Protection(ニュージーランドの業界団体)

AHI:Animal Health Institute(米国の業界団体)

AMA: Australian Medical Association (オーストラリアの業界団体)

APHIS: Animal and Plant Health Inspection Service (USDA 内の一部局)

APVMA: Australian Pesticides and Veterinary and Medicines Authority (オーストラリアの規制当局)

ASEAN: Association of South-East Asian Nations

AVBC: Australasian Veterinary Boards Council (オーストラリアの業界団体)

CAHI: Canadian Animal Health Institute (カナダの業界団体)

CP: Concept paper (コンセプトペーパー)

CVMP: Committee for Medicinal Products for Veterinary Use (EMA 内の一部局)

DAFF: Department of Agriculture, Forestry and Fisheries (南アフリカの規制当局)

EMA: European Medicines Agency (欧州の規制当局)

EU: European Union (欧州の規制当局)

EWG: Expert Working Group (専門家作業部会)

FAO: Food and Agriculture Organization

FDA: Food and Drug Administration (米国の規制当局)

GL: Guideline(ガイドライン。特段の定めがない場合は VICH のガイドラインを意味するが、 VICH 以外のガイドラインについても述べられている文章においては、VICH のガイドラインを意味することを明確にするため VICH GL のように記載している場合がある。)

GMP: Good Manufacturing Practice

JECFA: FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additive

JMAFF: Ministry of Agriculture Forestry and Fisheries(日本の規制当局)

JVPA: Japan Veterinary Products Association (日本の業界団体)

MPI: Ministry for Primary Industries(ニュージーランドの規制当局)

MRL: Maximum Residue Level(残留基準值)

NFP: National Forcal Point (ナショナルフォーカルポイント)

OIE: World Organisation for Animal Health

SAAHA: South African Animal Health Association (南アフリカの業界団体)

SAHPRA: South African Health Products Regulatory Authority (南アフリカの規制当局)

US: United States (米国の規制当局)

USDA: United States Department of Agriculture (米国の規制当局)

WHO: World Health Organization

II VICHの目的

VICH は日米欧を中心とした国際的な取り組みであり、以下の項目を達成することを目的として 1996 年より活動している。 $^{1)(2)}$

- ・安全かつ有効な高品質の動物用医薬品の VICH 地域への供給、及び実験動物と開発コストの最小化のための調和された規制の要件を確立/導入すること。
- ・VICH 地域を越え、より広い地域における技術的要件の共通基盤を提供すること。
- ・ICH 活動を注視しつつ、既存の VICH GL を 監視、維持し、必要な場合には改正を行うこ と。
- ・導入された GL について一貫したデータ要求 の解釈を維持、監視するための有効な手続き を確保すること。
- ・規制当局と製薬業界の間の建設的な対話により、VICH 地域における規制の要求に対して 影響する科学や重大な世界的問題に対応す ることのできる技術的なガイダンスを提供 すること。

¹⁾ VICH ホームページ: https://vichsec.org/

²⁾ 能田健、小佐々隆志、遠藤裕子、VICHの現在・過去・未来~動物用医薬品国際調和活動の実績と波及効果~、日本獣医史学雑誌 52 (2015) 33-48

Ⅲ SC の活動状況(2018 年度)

第36回SC 会合の概要

- 1) 開催日:2018年6月25日~26·28日
- 2) 開催場所:ブルージュ (ベルギー)
- 3) 出席者:
- ・議長
- I. Duarte
 - : EMA
- ·SC 委員及びコーディネーター (C)
- M. J. MCGOWAN
 - : AHI (Zoetis)
- G. GOWDA
 - : AHI (Boehringer Ingelheim)
- R. CUMBERBATCH (C)
 - : AHI
- J-N. PREUSS
 - : EU (European Commission)
- D. MURPHY
 - : EU (EMA-CVMP)
- N. JARRETT (C)
 - : EU (EMA)
- I. CLAASSEN (6/28のみ)
 - : EU (EMA) ゲスト
- B. BOENISCH
 - : AnimalhealthEurope (Boehringer Ingelheim)
- E. DE RIDDER
 - : AnimalhealthEurope (Elanco)
- R. CLAYTON (C)
 - : AnimalhealthEurope
- 遠藤裕子
 - : JMAFF (動物医薬品検査所)
- 能田健
 - : JMAFF (動物医薬品検査所)
- 小佐々隆志 (C)
 - : JMAFF (動物医薬品検査所)
- 土屋耕太郎
 - : JVPA (日生研 (株))
- 牧江弘孝 (C)

- : IVPA ((公社) 日本動物用医薬品協会)
- B. WALTERS
 - : US (FDA)
- B. E. RIPPKE
 - : US (USDA APHIS)
- B. ROBINSON (C)
 - : US (FDA)
- L. WALTER-GRIMM
 - : US (FDA) ゲスト
- ・オブザーバー
 - A. NORDEN
 - : Australia (APVMA)
 - C. BENNETT
 - : Australia (AMA)
 - M-J. IRELAND
 - : Canada (Health Canada)
 - I. SZKOTNICKI
 - : Canada (CAHI)
 - W. HUGHES
 - : New Zealand (MPI)
 - A. KINSELLA
 - : New Zealand (MPI) ゲスト
 - A. SIGOBODHLA
 - : South Africa (DAFF)
 - E. SCHAY
 - : South Africa (SAAHA-Bayer)
- ・インテレステッドパーティー(VICH に関心
 - を示す上記以外の団体)
 - J. THOMAS
 - : AVBC
- ・アソシエートメンバー
- J-P. ORAND
 - : OIE
- M. SZABO
 - : OIE
- · VICH 事務局
 - H. MARION

: Healthfor Animals

4) 議事概要

(1~2) 議長の紹介と議題の採択

・EMA の Isaura Duarte が本会合の議長を務めた。

(3) 第6回公開会議

- ・参加者は、会議で発表された最新の議事次第 草案を検討し、議論で提案された変更を採択 した。
- ・SC メンバーを含む参加者に登録料が課されることが確認された(招待講演者を除く)。

(4) VICHトレーニングの実施

- ・AnimalhealthEurope が作成した GL52 に関するトレーニング教材について、VOF 会合でプレゼンテーションを行うこととなった。また、VOF 会合後、VICH のウェブサイトに公開されることとなった。
- ・JMAFF 及び JVPA は GL48、57、50 及び 55 の、AHI は GL24 及び 29 の、EU は GL9 の トレーニング教材をそれぞれ作成することと なった。
- ・カンボジアで開催された第5回 ASEAN NFPVPs (National Focal Points for Veterinary Products) 会合において、参加者から医薬品監視に関する質問があったことを受け、AnimalhealthEurope が Q&A を作成し、それを VICH のウェブサイトに Q&A を掲載することとなった。

(5) 第10回 VOF 会合の成果のレビュー

- ・SC は、VOF 会合への参加者が様々な議論に 積極的に貢献してきたことを確認した。
- ・SC は、VICH の所掌範囲外の事項を VICH 内で進めることができない理由について、 SC は、VOF メンバーに説明する必要がある ことで合意した。また、このことに関する文 書を作成すべきであるとの認識で合意した。
- ・新 GL として補助療法剤、サプリメント等に

- 関するものが提案されたが、これらの事項について、SC は、様々な理由で VICH における調和を行わないことに同意した。
- ・第11回 VOF 会合の議題として、休薬期間 設定に関するガイダンス、安全性 GL、SC に おける飼料添加剤の最新の議論、医薬品監視、 ワクチン中のウイルス株を更新するためのシ ステム、駆虫薬 GL の詳細が挙げられた。

(6) 検討事項

(6.1) GL の施行状況

- 医薬品監視 GL の施行の遅延に関する報告
- ・EU は、データベースの開発が行われるまで GL35 及び 42 の完全な施行が延期している旨 改めて報告した。
- ・JMAFF は、医薬品監視 GL のうち、GL24 及び29を施行した旨報告した。また、他の 3つの医薬品監視 GL についても施行に向け て最善を尽くしている旨報告した。
- オブザーバー国における GL の施行状況
- ・南アフリカは、医薬品監視 GL 及び環境影響 評価 GL が未施行であり、施行する GL を決 定するため、業界と調整しているところであ る旨報告した。
- (6. 2) Step4 におけるドラフト GL の意見募集 状況.
- ・SC は、FDA における GL57 のパブリックコメントの実施期間を 11 月末まで延期する必要がある旨を確認した。

(7) Step 9 における GL の見直し

- GL18

・EU は、ICH において ICH GL Q3C の改訂作 業中であることから ICH での作業が終了す るまで GL18 の改訂作業を保留している旨説 明し、SC は、これを了承した。

- GL36

·SC は、JECFA から受領した文書 (GL36 に おける微生物学的 ADI の決定のための結腸 内容物の量について、現行の 220g/day より も 500mL/day の方がより適切である旨) を

レビューした。

- ・SC は、現行の GL36 では、結腸内容物の量として 220 以外の値を使用することを認める 柔軟な表現であり、必ずしも改訂を要するも のではないことを確認した。
- ・また、SC は、次回の SC 会合において改訂 の要否を決定するため、各国/地域の専門家 に意見を聞くことで合意した。

(8) 各 EWG の進捗状況

既存の EWG 活動の進捗状況を検討し、各 EWG への指示等を行った。

- 品質 EWG
- ・GL58(気候区分Ⅲ及びⅣにおける安定性試験条件)について、step3の承認がなされる 見込みである旨報告された。
- 電子標準実装 医薬品監視 EWG
- ・医薬品監視に関して調和できていない分野に 取り組むための CP を作成中である旨報告さ れた。
- 生物学的製剤検査法 EWG
- ・動物用生ワクチンの対象動物バッチ安全性試験の省略要件の調和 GL (GL50 (不活化ワクチン) 及び GL55 (生ワクチン)) について、米国と日本で実施されていることが報告された。
- ・動物用ワクチンの実験動物バッチ安全性試験 (LABST) の省略要件の調和 GL について、 前回のバージョンで寄せられたすべてのコメ ントを含め、この GL の第3草案は準備中で、 数か月以内に配布される予定である。
- 生物学的製剤のための迷入ウイルス否定試験
 GLについて、JMAFFは、前回のSC会合で発表されたJMAFFの提案に対する詳細なコメント(VICH / IN / 18 /002)についてEUに感謝し、EUが提起した以下の3つのトピックを取り上げた(JMAFFの書面による回答 VICH / IN / 18 /006 を参照)。
- 1 JMAFF は、一致する細胞株および既知の ウイルスの候補リストを特定するためのマト リックスを使用することによって、EU の懸

- 念に対処し、必要とされる作業の規模を縮小 することができたと考えた。
- 2 EUが独自の方法を使用するのを妨げるものではない。SCは、EU分類に基づいていくつかの細胞と検出方法の共通グループにウイルスを分類することにより、包括的な試験の実現可能性を検討するようEWGに依頼することもできる。
- 3 JMAFF は第一段階での検討範囲を3つの 主要な動物種、すなわち犬、牛及び豚に限定 することを提案した。HoBi ウイルスや Seneca Valley ウイルスなどの新興ウイルス の検出方法も同時に検討する必要がある。
- ・ウイルス汚染は、人間の知識や想像力を超え て起こることがあるため、EUで適用可能な リスクアセスメントのアプローチが世界的に 推定できるとは考えられない。
- ・USDA 及び AVBC は、試験方法を広げるための JMAFF からの提案を支持した。
- ・EU は、JMAFF の作業に感謝したが、提案 は EU のアプローチと一致せず、提案された 活動を支持することはできないと述べた。
- ・SC は、次回の SC 会合で見直すための妥協 点を見つけるために、JMAFF が CP を作成 することに同意した。
- 代謝・残留 EWG
- ・GL56 (はちみつの残留試験) について、本 SC 会合において step7 の承認が見込まれて いる旨報告された。
- ・GL57 (魚類の残留試験) について、米国でのパブリックコメントが2018年11月まで延長されている旨報告された。
- ・GL49 について、改訂に向けた作業中である 旨報告された。
- 安全性 EWG
- ・GL23 の改訂について、EWG 内で検討中で ある旨報告された。
- ・GL22 の改訂について、EWG での作業を開始するための CP を作成中である旨報告された。
- 駆虫薬 EWG

- ・2019 年末までに GL の改訂作業が終了する見込みである旨報告された。
- 配合剤 EWG
- ・GLのドラフトが回覧され、step3の承認に向けたGLのドラフトを夏頃にEWGに回覧する予定である旨報告された。
- 生物学的同等性 EWG
- ・現在、GLの作成等の作業は行っておらず、 過去に、EWGを解散することがFDAから 提案された。これに対し、 AnimalhealthEuropeは、バイオウェーバー に関するトピックを検討するためにEWGを 維持することを提案した。オーストラリア及 び南アフリカは、これを支持した。
- ・SC は、AnimalhealthEurope がオーストラリア及び南アフリカと協力してバイオウェーバーに関するCPを作成することに合意した。また、その間、EWG を維持することを決定した。

(9) GL の承認 (step3)

・GL58(気候区分Ⅲ及びⅣにおける安定性試験条件)について、step3の承認が行われ、step4での6か月間のパブリックコメントの募集を行うこととなった。

(10) GL の承認 (step 6)

- ・GL56 (はちみつの残留試験) が承認され、 2019 年 6 月までに施行することとなった。
- (11) 新規トピック (CP 及びディスカッション・ペーパーの検討)
- GL22 の改訂に関する CP
- ·CP は提示されなかった(EWG で作業中)。
- JMAFF からのバイオテクノロジー/バイオ 製品の安全性評価の GL に関する CP の改訂
- ・JMAFF は、バイオテクノロジー製品のガイ ダンスは、VICH フェーズ 4 (2015 - 2020 年 の優先課題において戦略的に非常に重要であ ることを指摘した。
- ·SCは、寄せられたコメントや延長されたス

- ケジュールを盛り込んだ完成版の CP (バージョン 1.0) をレビューした。 JMAFF は、本 CP が EMA のモノクローナル抗体製品の 品質と安全性に関する Q&A (2017年 12 月) と 合 致 し て い る こ と を 指 摘 し た Animalhealth Europe の支持的なコメントに 感謝した。
- ・JMAFF は、CPが採択されれば、現在の安全性 EWG に割り当てられる可能性があるが、バイオ医薬品の専門知識を持った新しい EWG を設置する必要性についても検討すべきと指摘した。
- ・2018 年 11 月末までに、全ての SC メンバー がフィードバックを JMAFF に提供するよう 求められた。
- ・次の SC 会合に先立ってフィードバックを受けた場合、JMAFF は、修正された CP (バージョン 1.1) を提供する。
- ・AnimalhealthEurope は、検討の進展と対象 をモノクローナル抗体に絞り込んだ戦略を支 持するが、有効性が含まれないことを残念に 思うと述べた。
- ・EU は、提案されている通りに CP について 再度議論する意思はあるが、現時点では 2019年の次回会合で CP を支持することを保 証することはできない。
- 基本的な医薬品監視システムの確立と運用の ための VICH GL に関する CP
- ・AnimalhealthEurope は、このトピックが VICHのマンデートの範囲内ではないという FDAの立場を受け入れ、CPを撤回した旨説 明した。
- 飼料添加剤に関する追加ガイダンスの必要性 に関する文書
- ・第9回 VOF 会合において、飼料添加剤に関する追加のガイダンスに関する要望が多く寄せられた。
- ・OIE は、地域によっては飼料添加剤が非常に 重要なものであり、OIE 会合において多くの 質問を受けることを報告した。
- ・AnimalhealthEurope は、VICHの所掌範囲

が飼料添加剤に限定される旨及び現在のGL8では飼料添加剤の品質に関する十分な内容となっていない旨発言し、タスクフォースを立ち上げ、ガイダンスの範囲を正確に定義することが必要である旨主張した。

- ・SC は、現段階でタスクフォースを立ち上げることは適切ではないが、SC 内にサブグループを設置し、電子的なやりとりによって作成可能なガイダンスの範囲に関するディスカッションペーパーを作成することで合意した。サブグループのメンバーは、AnimalhealthEuropeをリーダーとし、FDA、EU 及び JMAFF とすることとされた。
- ・タスクフォースを設置することが決定された場合は、VOFメンバーをタスクフォースのメンバーに加えることが可能であることが合意された。

(12) その他のトピック

- SC 会合の開催頻度に関する文書
- ・SC は、12 か月を新たな周期とする SC 会合 を 2020 年後半から開始すること及び毎年 9 月末又は 10 月に開催することで合意した。

(13) その他の議事

- Brexit 後の VICH SC への英国の参加
- ・VICH 事務局は、Brexit の後、英国を VICH のフルメンバーとすることについて英国から 要請された旨説明した。
- ・英国は、現在、EU の加盟国であり、2019年

- 3月以降のEUと英国の取決めの性質が明らかでないことから、次回のSC会合において議論することとされた。
- ・ニュージーランドは、VICH 組織定款において VICH のフルメンバー又はオブザーバーになるための手順及び基準が規定されていないことから、SC がこれらを規定すべきであると提案した。
- ・AnimalhealthEurope は、VICHのフルメンバーになるための基準は、国/地域が全てのGLを施行し、又は、将来、全てのGLを施行することを約束すること並びに規制当局及び業界団体の両方がVICHのフルメンバーでなくてはならないと主張した。
- ・SC は、2012年6月の第27回SC会合の議事録において、SC メンバーになるための基準が詳細に記載されていることを確認したが、特段の基準として採択することは行われていない旨確認した。SC は、次回のSC会合において、SC メンバーになるための基準に関するドラフト文書を作成するよう事務局に要請した。

(14) 次回以降の会合の日程及び場所

- ・第37回SC 会合は、ケープタウン(南アフリカ)で2019年2月24日~3月1日に開催する予定である。
- ・第38回 SC 会合は、東京で2019年11月に 開催する予定である。

第37回SC会合の概要

- 1) 開催日: 2018 年 2 月 24 日 ~ 2 月 25 日· 3月2日
- 2) 開催場所:ケープタウン(南アフリカ)
- 3) 出席者:
- ・議長

M. LUCIA

: US (FDA)

- ・SC 委員及びコーディネーター (C)
 - M. J. MCGOWAN
 - : AHI (Zoetis)
 - C. LOWNEY
 - : AHI (Zoetis)
 - R. CUMBERBATCH (C)
 - : AHI

J-N. PREUSS

: EU (European Commission)

D. MURPHY

: EU (EMA)

N. JARRETT (C)

: EU (EMA)

S. SCHEID

: EU (BVL: Federal Office of Consumer Protection and Food Safety。 EU の規制 当局。) - ゲスト

B. BOENISCH

: AnimalhealthEurope (Boehringer Ingelheim)

E. DE RIDDER

: AnimalhealthEurope (Elanco)

R. CLAYTON (C)

: AnimalhealthEurope

能田健

: JMAFF (動物医薬品検査所)

江口郁

: JMAFF (動物医薬品検査所)

大森純一 (C)

: JMAFF (動物医薬品検査所)

阿部泉

: JVPA (日本全薬工業 (株))

大石弘司 (C)

: JVPA ((公社) 日本動物用医薬品協会)

B. WALTERS

: US (FDA)

B. ROBINSON (C)

: US (FDA)

・オブザーバー

A. NORDEN

: Australia (APVMA)

C. BENNETT

: Australia (AMA)

M-J. IRELAND

: Canada (Health Canada)

J. SZKOTNICKI

: CANADA (CAHI)

W. HUGHES

: New Zealand (MPI)

M. ROSS

: New Zealand (AGCARM)

A. SIGOBODHLA

: South Africa (SAHPRA)

E. SCHAY

: South Africa (SAAHA-Bayer)

M. CHURCHILL

: South Africa (SAAHA) - ゲスト

・インテレステッドパーティー(VICH に関心 を示す上記以外の団体)

I. THOMAS

: AVBC

・アソシエートメンバー

I-P. ORAND

: OIE

M. SZABO

: OIE

· VICH 事務局

H. MARION

: HealthforAnimals

C. DU MARCHIE SARVAAS

: Healthfor Animals

4) 議事概要

(1~2) 議長の紹介と議題の採択

・FDA の Matthew Lucia が本会合の議長を務めた。

(3) 第6回公開会議

・最終プログラム、イベント及び講演者について詳細を確認した。参加者は130人程度と予想された。

(4) VICHトレーニングの実施

- トレーニング教材の作成状況の更新

- ・VICH GL3-5、8、10-11、18、45及び51に関するトレーニング教材が AnimalhealthEurope によって作成され、VICH のウェブサイトに公開されることとなった。
- ・AnimalhealthEurope が作成した GL1 及び 2

に関するトレーニング教材については、各極において内容を確認することとなった。また、AnimalhealthEurope は、GL17、39 及 び 40 に関するトレーニング教材を 2019 年中に作成することとなった。

・SC は、トレーニング教材の冒頭に次の免責 事項を記載することに同意した。

これらのスライドは、トレーニングのみを目的として提供されている。トレーニング教材は、元となる VICH GL の内容を忠実に表現するよう作成されているが、規制当局と協力するための主要な情報源として、GL 本体を使用するべきである。

- ・GL50 及び55 に関するトレーニング教材(ビデオ)が JMAFF 及び JVPA によって作成され、VICH のウェブサイトに公開されることとなった。また、JMAFF 及び JVPA は、GL57 に関するトレーニング教材(ビデオ)も作成し、各極において内容を確認することとなった。これら3つのトレーニング教材(ビデオ)は、第6回 VICH 公開会議において上映された。
- ・FDA は、VICH 内で使用するトレーニング 教材の必要性を述べた。
- EUは、GL9に関するトレーニング教材を 2019年中に作成することとなった。AHIは、 GL24、29及び33に関するトレーニング教材 を作成することとなった。
- ・SC は、EWG が新しい GL を最終決定した際に、当該 GL に関するトレーニング教材を作成することが推奨されると再起したが、EU及び FDA が反対したことを受け、業界団体がトレーニング教材の作成に関する主導的な役割を果たすことが提案された。
- ・SCは、トレーニング教材の対象者とトレーニング教材に含めるべき詳細について検討した。SCは、トレーニング教材の中でGLの内容を繰り返すのではなく、GLに関する追加の説明を含める必要があるとの考えで合意した。
- ・作成したトレーニング教材の内容に関する

フィードバックを VOF メンバーに求めることが OIE から提案されたことを受け、SC は、最初のバッチが入手可能になった時点で実施することを合意した。

- AnimalhealthEurope が作成した Q&A のレ ビュー
- ・AnimalhealthEurope は、VICH のウェブサイトにおいて既に公開している情報に基づき、Q&A の案を作成した。VICH の所掌範囲外の事項を削除することとなったほか、2019 年4月までに追加のコメントを提出することとなった。

(5) 第11回 VOF

- VOF 会合の準備
- ·SC は、OIE が VOF 会合の議題を作成する のを支援するためのサブグループを設置する ことを決定した。
- VICH の所掌範囲外の事項の取扱いに関する 文書のレビュー
- ・AnimalhealthEurope は、VICH の所掌範囲外の事項に関する取扱いをまとめた文書を作成した。この文書は、2つの異なる文書(SCのガイダンス文書としての討議文書及びVICHの所掌範囲外の事項に関するリストとしてVOFメンバーと共有する文書)とすることとし、次回 SC 会合において改訂版の文書を検討することとなった。
- ・JMAFFは、この文書がVOFメンバーを失望させ、会議への参加を妨げる可能性があることに懸念を表明し、この文書の背景についての記述をさらに発展させるとともに、「会議のトピック」に関する章を追加するよう提案した。VOF会合の討議トピックに関してはある程度の柔軟性があり、これらは厳密にはVICHの所掌範囲ではないトピックが含まれることがあるかもしれない旨の認識が確認された。
- ・また、オーストラリアは、この文書が他の第 三者にとって有用であるため、VOFへの言 及を削除することを提案した。

- VOFメンバーになるための手続き
- ・VOF メンバーへの参加に関する手続きが公 表されていないことを受け、VICH 事務局が 簡易な加入申請書を作成することとなった。
- 第 11 回 VOF 会合の成果のレビュー
- ・SC は、VOF 会合への参加者が評価者とそれ 以外の管理者に二分されることを確認した。
- ・OIE、FDA 及び AnimalhealthEurope からなるサブグループは、次回の VOF 会合に先立ち、VOF 活動に関する質問を含むアンケートを作成し、VOF メンバーに対して調査を行うこととなった。

(6) 検討事項

(6.1) GL の施行状況

- 医薬品監視 GL の施行の遅延に関する報告
- ・JMAFF は、医薬品監視 GL のうち未施行の GL30、35 及び 42 について、2019 年 4 月にデー タベース作成に関する予算が成立する予定で ある旨報告した。
- ・EU は、前回の SC 会合において、GL35 及び42 を 2019 年末までに施行する予定である旨を再度発言した。
- オブザーバー国における GL の施行状況
- ・南アフリカは、医薬品監視 GL 及び環境影響 評価 GL の施行に向けて準備中である旨報告 した。
- ・カナダは、医薬品監視 GL を除き、全ての GL を施行している旨報告した。
- ・オーストラリアは、ほとんどの GL が施行されていることを報告した。また、ほとんどの EWG に参加することを検討している旨発言した。
- ・ニュージーランドは、全ての EWG に専門家 を推薦するのに十分なリソースがない旨発言 した。
- ・カナダは、ICHが実施しているように、オブザーバー国を含めた各規制当局におけるGLの施行状況に関するスプレッドシートの必要性を提案した。これは、SCメンバーが内部的に使用するものとすることで作成すること

に同意した。

- (6. 2) Step4 におけるドラフト GL の意見募集 状況
- ・FDA は、GL58 のパブリックコメントを延長 していたことについて、まもなく終了する旨 報告した。

(7) Step 9 における GL の見直し

- -施行後、5年を経過したGLの見直しの要否
- ・該当なし
- GL18
- ・EU は、ICH において ICH GL Q3C の改訂版 のパブリックコメント募集が3月に開催され、第3四半期に採択される予定であるとの 情報がある旨報告した。これが終了した後、 VICH GL の作業を再開できる。

- GL36

- ・SCは、JECFAから提供された新しい科学データに沿って、GL36の微生物学的 ADI 計算におけるヒト結腸容量の値を 220g から 500mL に変更することを決定した。
- ・SC は、この変更は、パブリックコメントの 募集を必要としない軽微な改訂と見なすこと で合意した。
- ・SC は、現行の GL36 では、結腸内容物の量として 220 以外の値を使用することを認める 柔軟な表現であり、必ずしも改訂を要するも のではないことを確認した。
- ・また、SC は、次回の SC 会合において改訂 の要否を決定するため、各国/地域の専門家 に意見を聞くことで合意した。

(8) 各 EWG の進捗状況

既存のEWG活動の進捗状況を検討し、各 EWGへの指示等を行った。

- 品質 EWG

- ・GL58 (気候区分Ⅲ及びⅣにおける安定性試 験条件) について、2018 年 12 月 31 日まで step4 のパブリックコメントを募集した旨報 告された。
- ・また、SCは、GL18の改訂については、ICH

GLQ3C の改訂が終了した後に行うことに同意した。

- 電子標準実装 医薬品監視 EWG
- ・医薬品監視に関する世界的な調和のためのビジョンに関する文書を業界団体から受け取った旨報告された。
- ・AnimalhealthEurope は、この文書がビジョ ンに限定されていることを指摘し、どのよう に調和していくかに関する詳細な推奨事項は 含まれていない旨発言した。
- ・EU は、医薬品監視を含む動物用医薬品の規制に関する新しい法律が公布されたこと及びこの法律が2022年1月に施行される予定であり、現在、作業が進行しているところである旨報告した。新法は、EU における医薬品監視に関する VICH GL の施行に影響を与えることはないとのことであったが、作業の進捗を SC に報告することとなった。
- 生物学的製剤検査法 EWG
- -動物用ワクチンの実験動物バッチ安全性試験 (LABST) の省略要件の調和 GL について、前回のバージョンで寄せられたすべてのコメントを含む第3草案が EWG 内で回覧された。
- ・JMAFF は、USDA が「省略に必要なバッチ数」の変更、「フォールアウト製品の安全性データに由来する混合ワクチンの使用」および「最大抗原量の基準の追加」を含む、第3草案に対する大幅な変更を提案したと説明した。これらの提案が最終のLABST GL に含まれる場合、TABST GL 50 および 55 も同様に大幅な改訂が必要になる。
- ・EWG 座長は、これらの大きな改訂なしで、 まず LABST GL を完成させ、その後の段階 で3つすべての BST GL を改訂するための CP を作成することを提案した。
- ・FDA は、本会合に欠席した USDA がこの提案を支持することを確認した。その結果、 EWG の当面の課題は LABST GL を完成させ、TABST GL との一貫性をできるだけ維持することが合意された。
- 生物学的製剤に対する迷入ウイルス否定試験

(EV)

- ·SC は JMAFF が提示した CP をレビューした。
- ・EUは、外来ウイルスに対する一連の必須テストを規定したGLを実施することはできないため、改訂された提案を保留すると述べた。これは、テストが目的に適合していることが証明されている限り、申請者が実行するテストを選択できること(および実際に申請者が特定のウイルスをテストする必要はないと主張できる)が可能だからである。 EU はさらに、テストがオプションとして提示されれば、企業が経験と専門知識を持っている既存のテストを使い続けることを選択するので、作成されたGLがEUで施行されることはないと考えた。
- ・JMAFF は、EU と JMAFF の発想はそれほど離れておらず、異なる視点から同じものを見ているに過ぎないと考えており、CP に示したアプローチの科学的正当性と実行可能であるかどうかを EWG に検討させることを提案した。
- ・FDA は、USDA が JMAFF CP を支持して いることを確認し、プロセスを前進させるこ とに同意した。
- ・JVPA はまた、JMAFF CPへの強力な支持を示し、さらに解決すべき点を明確にするよう EU に求めた。
- ・追加討議の後、SC は、本会期中に EU と JMAFF が二国間協議を行うべきであると勧 告した。これを受け、EU と JMAFF は綿密 な議論を行い、以下の共同声明を SC に提出した。

今週初めに合意されたように、JMAFFと EU は EV のトピックについて二国間で議論 した。

前述したように、EUの主な懸念事項は、本提案がVICH地域全体で必須要件となる標準試験法の策定への動きを示唆しているということであり、これはEUが支持できないものである。これに対しJMAFFは、CPで提案した試験システムは「十分条件」として提

示されることを説明した - すなわち規制当局は、リストされた試験システムが目的とするウイルスの検出に十分に適していることを認めるということである。しかしながら、科学的な正当性が証明されれば、他の VICH GL の場合と同様に他の試験法も受け入れられる。JMAFF は、製造販売業者が従うべき「EV テストの世界基準」を確立する意図は有していない。

EUは、EUの製造販売業者がすでに確立された試験方法から離れることを選択することはありそうもなく、仮にVICH GLが策定されたとしても実際に利用されることは無いため、国際調和への貢献度が低いであろうと述べた。したがって、EUはこのトピックについてさらに議論し、EUの専門家を巻き込むことを模索するが、このシステムがEUで広く適用されるかどうかは不明である。これに対しJMAFFは、CPで提案されたアプローチは現在のEUのアプローチと必ずしも矛盾しないこと、そしてそれ故に新しいEV-GLの採用後にもEUの製造販売業者が既に確立されたテストから離れる必要がないことを説明した。

両代表はさらに、EWGに与えられるべき 主な任務は、CPで提示されたグルーピング を専門的な見地から検討/修正し、それらの 実施可能性や科学的妥当性についてコメント することであることを明確にした。その結果 に応じて、将来的に動物種追加のための作業 を行うことが含まれるかもしれない。

上記の明確化により、本 CP は EU 代表により受け入れやすくなったが、さらに EU の専門家と議論する必要がある。次のステップとして、EU は作業の範囲を明確にするために、ドラフト CP の「勧告」セクションに、改訂されたテキストを提供する目的で、専門家と議論する。その後 EU の科学委員会にて検討を行う。 EU は今後3~4ヵ月以内にSC にフィードバックを提供するよう最善を尽くす。

以上、EU と JMAFF の代表団による共同 声明

- ・AnimalhealthEurope は、提案された GL を 実施するかどうかが EU の懸念と部分的に関 連しているので、EU と AnimalhealthEurope の専門家の間で議論を行うことが適切である と述べた。 EU は、今後数か月以内にこれら の議論を調整し、3 か月以内に SC にフィー ドバックすることに合意した。
- 代謝・残留 EWG
- ・GL56 (はちみつの残留試験) について、 2019年6月までに各極で施行されることと なっている旨報告された。
- ・GL57 (魚類の残留試験) について、本SC会合において、step7となった。
- ・GL49 について、付録に収載されている計算 例を修正する必要があることから、これを提 案するための作業中である旨報告された。
- 安全性 EWG
- ・GL23 の改訂について、EWG 内で検討中で ある旨報告された。
- ・GL22 の改訂について、既存の多世代生殖毒性試験の代替として、拡張一世代生殖毒性試験を採用できるかを検討している旨報告され
- ・FDA は、EWG 座長が対面会合の開催を要求している旨発言し、AnimalhealthEuropeがこれを支持した。
- ・JMAFF は、対面会合の前に、解決すべき問題点を明確にすべきである旨主張した。
- ・論点を明確にした文書を FDA が作成することとなった。
- 駆虫薬 EWG
- ・議論は順調に進んでいる旨報告された。
- 配合剤 EWG
- ・第38回SC会合において、GLの最初のドラフト文書を提供する予定である旨報告された。
- 生物学的同等性 EWG
- ・AnimalhealthEurope によって作成されたバイオウェーバーに関する CP を検討した。

- ·FDA は、論点が広すぎる旨指摘した。
- ・EU は、提案内容を基本的に支持したが、論 点の範囲を明確化するよう要求した。
- ・2019年5月までにFDAがCPの改訂作業を 行うこと及び改訂されたCPを6月までに電 子的にSCに回覧することとなった。
- ・座長は、引き続き FDA が務めることとなっ た。

(9) GL の承認 (step3)

・該当なし

(10) GL の承認 (step 6)

・GL57 (魚類の残留試験) が承認され、2020 年 2 月までに施行することとなった。

(11) 第5次優先事項 (VICH フェーズ 5) の草 案の検討

- ・VICH 事務局は、2021 年から 2025 年までを 対象とする VICH フェーズ 5 の最初のドラフトを提示した。OIE は、AMR 及びワクチンなどの抗生物質の代替となるものの使用法を 含めることを提案した。
- ・AHI は、VICH が抗菌剤耐性菌の拡大に対抗 するための取組みにおいて果たす役割を明確 にすることを提案した。
- ・Healthfor Animals は、「抗生物質に代わる」 という表現ではなく、抗生物質を使用する必 要性に対する代替物への言及を含めることを 提案した。
- ・2019年4月30日までに追加コメントを提出 することとなり、第38回SC会合において、 改訂版のドラフトを議論することとなった。

(12) 新規トピック (CP 及びディスカッション・ペーパーの検討)

- GL22 の改訂に関する CP
- ·(8) の安全性 EWG に記載のとおり。
- JMAFF からのバイオテクノロジー/バイオ 製品の安全性評価の GL に関する CP の改訂
- · JMAFF は新たなコメントの提出を受け取ら

なかったため、本文書が前SC会合で提出されたものと同一である旨を説明した。CPの行程表にも示されているように、2020年までにCPを完成させることを踏まえて取り組むべきトピックであり、今般SCメンバーから無言の承認を受け取ったとJMAFFは考えている。

- ・EU は、CP に提案されているとおり、制限 された範囲とスケジュールで前進することに 合意した。 EU は、CP について若干の編集 上のコメントがあるかもしれないと指摘し、 それを IMAFF に提供する予定である。
- ・米国とカナダを含む何人かの SC メンバーは、 モノクローナル抗体から検討を始める案を支 持した。
- ・SC は、次回の SC 会議で CP を採択すること に合意し、EWG は 2020 年初頭に作業を開 始することを明確化した。
- 飼料添加剤に関する追加ガイダンス等に関する検討
- ・飼料添加剤に関するGLについて、AnimalhealthEuropeがジンバブエを含む多くの国からコメントを受けていることを受け、GLの内容を正確に定義すること及びCPを作成することを目的としたタスクフォースを設置することを内容とする文書がAnimalhealthEuropeによって作成され、その内容を検討した。
- ・SC は、当該文書を修正するためのワーキンググループ(AnimalhealthEurope、FDA、EU、JMAFF、AHI 及び南アフリカで構成)を設置することで合意した。ワーキンググループの役割は、CPの作成、EWG 設置及びGL 作成の提案を行うタスクフォースを次回の SC 会合で設置することである。

(13) 第6回公開会議の結果

・SC は、南アフリカ代表団と AHI が公開会議 と記念すべき社会的行事を成功裏に組織した ことを祝福した。SC はまた、OIE に対し、 多くのアフリカの規制当局の招請と支援への 関与に感謝した。

- ・VOF メンバー、特にアフリカ大陸からの参加者からの評価も非常に前向きであり、特に調和、共同作業、経験の交換に関する議論が彼らにとって非常に有益であったことが示された。
- ・南アフリカは、経験を共有し先進国からの支援を受けるというアフリカの規制当局からの 強い期待があると指摘した。
- ・AnimalhealthEurope は、2010年のパリでの 第4回公開会議以降、VICH GL と関連する 知見の受け入れが大幅に進歩したことを指摘 した。
- ・28 か国 127 名(うち 64 名が規制当局)が出席した。アフリカ大陸からは 75 名(うち開催国である南アフリカからは 49 名)が出席した。
- ・主催者である AHI は、アフリカの規制当局 に出席を促すためには、個人的なアプローチ が必要であったと述べた。
- ・SC は、JVPA と JMAFF が作成したトレーニング教材(ビデオ)について、謝意を表した。

(14) その他のトピック

- VICH活動の効率化に関する文書のレビュー
- ・SCは、SC会合が1年周期となることに伴い、 VICH活動のタイムラインが満たされ、課題 を解決していくためには、コーディネーター と事務局の一層の連携が必要であることを確 認した。
- ・SC は、ある程度の柔軟性が必要とされることは認められているが、2020年から11月に会合を開催することに合意した。
- VICH 組織定款の見直し
- ・VICHの組織定款について、OIEが過去に行った VICH 活動を明確に記述することを目的として文言を追加する案を提示した。
- ・SC は、会議後4週間以内に修正したVICH 組織定款の改訂案を提示し、電子的に承認す ることとなった。

(15) その他の議事

- Brexit 後の VICH SC への英国の参加に関する最新情報
- ・Brexit に関する状況及び EU における英国の将来の状況は、この会議の時点ではまだ不明確であったため、この問題についてのこれ以上の議論は行わなかった。
- VICH SC メンバーになるための基準に関する文書のレビュー
- ・VICH 事務局は、SC メンバーになるための 基準に関する照会がブラジル、ロシア、サウ ジアラビア及び台湾から寄せられた旨説明し た。SC は、VICH のウェブサイトに掲載で きる簡単な文書を作成するよう VICH 事務局 に要請した。
- ・VICH 事務局は、カナダと南アフリカの参加 の際に適用した基準に基づき、SC メンバー になるための基準に関する文書を作成した。
- ・SC は、VICH オブザーバーになることを申請する国は、規制当局と業界団体の両方の代表を維持するために、当該国の業界を代表する業界団体を有している必要があることを確認した。
- ・また、オブザーバーメンバーになることは、 SCの正規メンバーになるための前提条件であり、SCの正規メンバーになる前にオブザーバーとして複数のSC会合に出席することが必要であることも合意された。
- ・VICH 事務局は、2019 年 4 月までにドラフト 第 3 版を回覧し、更なるコメントを求めるこ ととなった。
- ・最終的な文書は、VICHのウェブサイトに掲載するが、JMAFFは、独立した文書ではなく、VICH組織定款の付録に位置付けるべきであることを推奨した。

(16) 次回以降の会合の日程及び場所

- ・第38回SC会合は、東京で2019年11月18日~21日に開催する予定である。
- ・第39回SC会合は、ヨーロッパで2020年11月16日~11月19日に開催する予定である。

第10回 VOF 会合の概要

1) 開催日:2018年6月26日~27日

2) 開催場所:ブルージュ (ベルギー)

3) 出席者:

・議長

EU (EMA): Isaura Duarte

OIE: Jean-Pierre Orand

・VOFメンバー

アルゼンチン -CAPROVE (Cámara Argentina de la Industria de Productos Veterinarios)

: Carlos FRANCIA

ブラジル -Ministry of Agriculture, Livestock and Food Supply

: Vivian PALMEIRA

: Barbara Agate BORGES CORDEIRO

モロッコ -ONSSA (office national de sécurité sanitaire des produits alimentaires)

: Benalla HASNAE

ナイジェリア -NAFDAC (National Agency for Food & Drug Administration & Control)

: Yunus SADIQ

大韓民国-Animal and Plant Quarantine Agency

: Hae-Chul PARK

サウジアラビア - Saudi Food & Drug Authority

: Mohammed Aosman ALARIFI

台湾 - Council of Agriculture

: Tai-Hwa SHIH

: Cheng-Jou CHAN

タイ -Department of Livestock Development

: Sasi JAROENPOJ

ウガンダ -National Drug Authority

: Noel AINEPLAN

 $\dot{\mathcal{D}}$ $\dot{\mathcal{$

: Yuriv KOSENKO

ジンバブエ - Medicines Control Authority of

ZIMBABWE

: Zivanai MAKONI

・第36回SC会合参加メンバー[記載省略]

4) 議題

<<u>セッション1:報告とグループ・ディスカッション</u>>

(1) 開会宣言と議長紹介

EMA の Isaura Duarte と、OIE の Jean-Pierre Orand が共同議長を務めた。

(2) 2017年11月に東京で開催された第9回 VOF 会合でメンバーが提起した問題に関する SC の報告

VICH 事務局は、第9回 VOF 会合で参加者 が提起した問題について東京で開催された第 35回 SC 会合での議論の結果について報告し た。また、今回の会合では、駆虫薬 GL の概要 及びその実施に関するディスカッション、 VICH の所掌範囲外の事項に関するディスカッ ション、アフリカにおける地域相互承認システ ムと東アフリカ共同体 (EAC: East African Community) の経験、飼料添加剤と VOF メン バーからの必要性についてのディスカッション が続くGL3及び8の発表、医薬品監視の最低 要件とシステムをシンプルに保つ方法のレ ビュー、生物学的同等性及び GL52 の使用方法 に関する FDA のプレゼンテーション (Web 経 由)並びに残留試験GLの概要について取り上 げることを説明した。

事務局は、異なるEWGの活動における VOFメンバーの専門家の積極的な役割を強調 した。

また、SC 会合の後、ドラフト GL58(気候区 分皿及びIVにおける安定性試験条件)が6か月 間のパブリックコメント募集に供される旨及び GL56(はちみつの残留試験)の step7の承認 が行われた旨並びに SC 会合及び VOF 会合の 開催周期が 2020 年から 12 か月間隔となること を報告した。

(3) 前回の VOF 会合以降の OIE の動物用医薬品に関する活動の報告

OIE 生 物 基 準 委 員 会 (BSC: Biological Standards Commission) が新しい議長を選出したことが注目された。

OIE は、特に動物用医薬品 NFP トレーニング において、VICH 活動を促進するための数多く の活動について説明した。

また、OIE は、2018 年 5 月 の 第 86 回 OIE 総 会で、動物用医薬品分野で採択された新しい決 議をリストアップした。

(4) アフリカにおける相互承認システムウガンダは、2010年にケープタウンでGALVmed (Global Alliance for Livestock Veterinary Medicines)が組織したアフリカの規制当局のためのワークショップに続き、EACにおける相互承認システムが作成されたと報告した。2010年のワークショップでは、免疫学的製剤の調和された登録システムの開発、動物用ワクチンの登録に関する規制当局の訓練及び相互承認システムの確立が強く望まれていた。

EAC技術ワーキンググループは、ワクチン製造業者を対象とした申請書類の作成、申請書類の評価及びGMP査察に関する調和の取れた文書を作成するとともに、トレーニングを実施した。EACは、多数の技術ワークショップも開催している。

EAC には2つのタイプの相互承認手順 (MRP: Mutual Recognition Procedures) がある。1つは新製品申請用で、もう1つは既存のマーケティング承認の拡大用で、拡張 MRP に向けて順調に進んでいる。最初の製品(家禽ワクチン、IB H120 株)は、2018 年 6 月 1 日にこのシステムの下で承認された。PANVAC (Pan African Veterinary Vaccine Centre) は、製品の品質保証を担当している。

ウガンダは、MRPの実現の過程で遭遇した

困難についての質問に対し、最大のハードルは 国内登録料の受取りを保証すること並びに EACの公用語が英語、フランス語及びスワヒ リ語を含むため、製品の共通表示の問題を解決 することであったと説明した。

また、EACが各国の技術力を見直さなければならなかった。全てのEACメンバーは現在の取組みをサポートしており、迅速な申請プロセスに向けて協調している。

EAC は既に人用医薬品の相互承認システムを導入しており、他のアフリカのコミュニティも EAC プロセスにも関心を示している。南アフリカ開発共同体(SADC: Southern African Development Community)諸国のように人用医薬品のシステムが確立されている地域も、EAC のプロセスを参考に動物用医薬品のためのシステム確立に意欲を持っている。

ウガンダは、自国の製品に使用されているワクチン株がある場合にのみ、各国がこの手順に参加すると説明した。ウガンダは、動物用医薬品については、主に VICH GL が国際参照として使用されていることを確認した。

無菌試験や効力試験を実施することに関して、EAC はエチオピアのアフリカ連合(AU: African Union)のPANVACを使用しているが、ウガンダは自国に試験所を設置することを検討している。

(5) VOFメンバーの疑問に対する討議 – 駆虫薬 GL

EUは、駆虫薬の有効性要件に関するGLの概要として、一般的な考慮事項、試験デザイン及び有効性計算の方法論を説明した。また、マイナーユース/マイナー種及び耐性は、GLの範囲外であると説明した。

- (6) 駆虫剤に関するテーブルツアー討議 議論の開始に当たり、あらかじめ以下の質問 を VOF メンバーに提示した。
- ①あなたの国では、駆虫薬の有効性を評価して いるか

- ②駆虫薬の評価に VICH GL を適用しているか
- ③ VICH の駆虫薬 GL に加えて、国内のガイダンスを有しているか

それぞれの質問に対する議論の概要は、以下 のとおり。

- ①あなたの国では、駆虫薬の有効性を評価しているか

ジンバブエ:駆虫剤については、国内での臨床試験を要求しておらず、製品の有効性を評価するために必要な臨床対照群の推奨動物数に関する情報を要求している。

モロッコ: EU で有効性試験が必須であるかどうかを尋ね、EU はそれが必須であることを確認した。

アルゼンチン:全ての製品、ジェネリック医薬品及び新化学物質(NCE:New Chemical Entities)は、ほとんど VICH 又は CAMEVET (Americas Committee of Veterinary Medicines) GL に基づいて評価されていると説明したが、少なくとも1つの国内臨床試験の必要性について疑問を投げかけた。EU は、VICH GL に従って実施された試験は国際的に認められているが、試験を実施した国/地域における試験条件が、試験を実施した国/地域における試験条件が、試験を実施した動物用医薬品を使用する国/地域の条件と著しく異なる場合があることを指摘した。ただし、十分な理由がある場合(例えば、調査が既に実施されている国の状況と十分に類似している場合)、国内臨床試験は免除される。

ブラジル:国が非常に大きいため、国内での 臨床試験が必須であることを確認した。ブラジ ルは、駆虫薬の承認に関する要件の改訂中であ り、新しい法律の基礎として VICH GL を使用 している。ブラジルは、血液寄生虫は他には存 在しないためラテンアメリカに特有であると述 べた。 オーストラリア:「類似」地域では異なる臨床試験は必要ないかもしれないと述べたが、ある地域から別の地域への外挿の受け入れはケースバイケースで判断しており、評価者に左右される。評価者の最終的な意見にもよるが、全てのVICH GLからの逸脱は、適切な正当化を伴って許容できることを示している。各グループは、VICH 加盟国との違いと VICH GL に基づいて実施された試験の受け入れに関する議論に焦点を当てた。

タイ: 承認には国内 GL 又は VICH GL を適用 せず、承認後のサーベイランスにのみ適用して いる。

台湾:有効性の評価のための国内 GL があるが、 これらは、VICH GL とは異なるものである。

韓国:医薬品の効能を試験するための国内 GL があるため、VICH GL を使用することは必須 ではない。この国内 GL は、VICH GL とは異 なるものである。

ナイジェリア:規制当局は動物用医薬品の承認は VICH GL に準拠するべきであると考えている。しかし、リソースが不足していて承認前に臨床試験を要求することができないため、他の国で行われた試験の結果が提出される可能性がある。

試験に必要とされる動物数のため、ワクチン に関する試験は要求していない。

しかし、規制当局は、国内での抗生物質の有効性を維持することを懸念しているため、家畜生産のために新しい抗生物質を承認しないことを決定した。

-②駆虫薬の評価に VICH GL を適用しているか ブラジル: GL の技術的根拠は変わらないが、 新しい法律に GL を含める予定であり、法律に 関するアドバイザーによる若干の修正が求めら れる見込み。 アルゼンチン: NCE の承認に GL を厳密に適用しているが、後発品にはより柔軟性がある。愛玩動物は世界中で類似していて試験の繰返しは不要であるため、愛玩動物用の製品では国内における試験は必要ないかもしれない。

-③ VICH の駆虫薬 GL に加えて、国内のガイ ダンスを有しているか

韓国:対照群は4匹とし、より少ない数の寄生虫を使用している。

台湾: 臨床試験の各群につき 10 匹の動物を要求している。

ウクライナ:申請者は、新有効成分、新配合、 新剤形に対する有効性を証明しなければならない。VICH GL 又は他の GL を使用できる。その製品が他の国で十分に確立された用途を持っていることが証明されれば、その申請は、文献のみに基づくことができる。承認保有者は、他の地域で既に承認されている製品があることを証明する必要がある。

モロッコ:駆虫薬に対する特定のアプローチを 有していない。

タイ: 市販後の耐性評価が行われているが、主 に抗菌剤が対象となっている。

(7) 特定の問題

- 飼料添加剤 GL3 及び 8

JVPA は、品質 GL の背景と現状を提示し、 GL3 及び8 の関係について説明した。

- 飼料添加剤と VICH

AnimalhealthEurope は、新しいガイダンスを開発する目的は、GL8を補足するために飼料添加剤の品質と安定性を実証するのに必要な試験に関するより技術的な情報を提供することであると説明した。

SC は、VICH 地域における現在の飼料添加

剤に関する規制を見直し、飼料添加剤に関する さらなるガイダンスの範囲を提案するためのサ ブグループを作成した。今後の作業に関する決 定は、次回のSC会合で行われる。

AnimalhealthEurope は、SC サブグループに 質問や提案を提供するよう VOF メンバーに依 頼した。

ジンバブエは、開発途上国が多くの課題、特に medicated feed の特定の安定性の問題に直面していると指摘したが、これらは VICH の所掌範囲外の事項である。

タイは、このトピックがアジアにとって重要であることを確認した。規制当局は、濃度を下げようとしているが、多くのアジア諸国では、EU、日本及び米国と比較して高濃度の飼料添加剤を飼料に使用している。

サウジアラビアは、medicated feed が飼料添加剤から分離されている理由を尋ねた。 AnimalhealthEurope は、多くの国 / 地域でこれらが異なる管轄及び異なる法律でカバーされていると回答した。

サブグループが開発可能なガイダンスの範囲を定義した後、SC は次回の会合で VOF メンバーにさらに情報を提供する。

- 医薬品監視

AnimalhealthEurope は、5 つの既存の医薬品監視 GL の概要を提示し、これらをどのように 使 用 すべき かを 説 明 した。 また、AnimalhealthEurope は、これら GL に提起された 10 の一般的な質問に対する回答をリストした。

VICH 以外の国々がこれらの VICH の国際標準を遵守すれば、リソースを節約できることを理解することが重要である。

ジンバブエは、GL24、29 及び30 を採用する 過程にあり、報告フォームが今回の発表により 明確化されたので、その過程は促進されると報 告した。

台湾は、有害事象報告を VICH 以外の国々と 共有するかどうかを尋ねた。 Animalhealth Europe は、GL は、VICH 諸国への報告を要求 しているが、他の多くの国が既にこれらの要約 報告を要求していると回答した。

(8) VICH と VOF の所掌範囲と使命に関する 議論

- 医薬品監視

OIE は、組織の構造を紹介し、人獣共通感染症の脅威という文脈におけるその使命と役割を説明した。また、Codex 委員会が設定した食品規格、GL 及び行動規範の集まりである Codex 委員会について説明した。

- VOF、ToRs (Terms of References) VICH のミッション

JMAFFは、VICHの役割と使命を提示し、特に承認のための規制制度及び制度の確立のためのガイダンスを提供すること並びに承認を得るためにどの試験が必要であるかなどの最終決定を行うことは、VICHの所掌範囲外の事項であることを強調した。これは、通常、各国の規制当局及び政府の役割である。

(9) ブレイクアウトグループの範囲とミッションについての議論

VOF メンバーと SC メンバーの両方からなる3つのグループを作成した。各グループは、報告者とモデレータを指名した。これらのグループは、次の VOF メンバーで構成された。グループ A:台湾、アルゼンチン、モロッコ、タイ

グループB: ブラジル、ナイジェリア、韓国、 ジンバブエ

グループ C: ブラジル、ウガンダ、ウクライナ、 サウジアラビア王国

また、議論の開始に当たり、あらかじめ以下の質問を VOF メンバーに提示した。

- ① VOFメンバーの期待
 - ①-1 VOF メンバーから
 - ①-2 EWG 参加者から

- ① 3 今後の会合への提言
- ②「VICH の所掌範囲外の事項」のトピックを どのように解決できるかについての提案

ディスカッションの内容は、(12) に記載されているとおり。

(10) 第6回公開会議

開催地である南アフリカから VOF メンバーに対し、VICH 事務局から登録フォーム等が提示された後、速やかに返答するよう要請した。

< セッション2: VOF メンバーの関心の高い事項>

- (11) 具体的な問題
- ①代謝と残留動態

EUは、4種類のVICHの残留試験GLの概要並びにはちみつ及び水生種の残留試験に関する2種類GLの概要を示した。プレゼンテーションは、VOFメンバー諸国の国内基準と休薬期間に関する参加者からの質問で終了した。

ブラジルは、VICHの残留試験GLが国内で使用されていることを確認した。これらGLは、公式の規制として置き換えられていないため、法的な問題によりいくつかの問題が生じる可能性がある。

ナイジェリアでは、はちみつ休薬期間を表示する必要はなく、環境条件が指標残留物の選択に影響を与える可能性があるため、指標残留物が VICH 諸国と同じではない可能性がある。

サウジアラビアは、残留試験 GL の使用を確認したが、例えば、ヨーロッパでは 6 日、同じ製品も米国では 14 日という肉の中のイベルメクチンの休薬期間に大きな違いがあることを疑問視した。

EU は、GL が調和のとれたデータ要件を提供し、実施されるべき試験に関する情報を提供すると説明した。しかしながら、結果のデータを評価するための調和のとれたアプローチはない。EU と米国では、規制当局は、データを評価するために異なる仮定とモデルを使用してい

るため、結果として生じる休薬期間が異なる可 能性がある。

タイは、一部の化合物が腎臓などの組織に多く残留するにもかかわらず、使用を中止することなく使用できることを説明し、VICH GLがこれに対処するかどうかを尋ねた。

EUは、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の組織が日常的に摂取されている地域で製品を販売する意向がある場合には、当該組織をサンプリングすることが適切であることをGLで規定していると回答した。これらについての休薬期間を設定する際に、規制当局は当該組織のデータを考慮することができ、暴露量が一日摂取許容量を下回るようにすることができる。

アルゼンチンは、ほとんどのラテンアメリカ諸国が Codex の残留基準値(MRL)を使用している旨及び Codex の MRL が使用できない場合は他の国の残留基準値を使用する旨説明した。また、このため、アルゼンチンでは GL46及び 47 は使用されていないと説明した。ラテンアメリカ諸国は、残留減衰試験に CAMEVET GLを使用している。これは、GL48と同一であるが、局所使用のある製品に対処するためのいくつかの小さな追加事項がある。

分析方法に関する CAMEVET GL も GL49 とは少し異なる。はちみつの残留試験 GL は、EMA の参照とともに使用される。

ナイジェリアでは、主に食用動物に使用される抗菌薬に残留試験GLを使用することがある。

その後、EUは、GL36についての追加スライドを示し、VOF会合の最後には、休薬期間、微生物学的 ADI 及び抗菌剤耐性間の関連性に関して関心が表明されたと説明した。抗菌剤耐性及び動物用医薬品に関する主な関心事項は、治療を受けた動物における耐性の発現及びその耐性のヒトへの伝達(食物又は直接接触による)

に関するものである。

GL27 は、処置動物における耐性発現を最小にすることに関与する。一方、GL36 は、治療を受けた動物から人への耐性の移転のリスクを最小限に抑えることには言及していない。GL36 は、残留物への暴露の結果として(耐性微生物への暴露とは無関係に)ヒトに起こる微生物学的影響を評価する。休薬期間は、残留量が消費者に与える微生物学的影響を最小限に抑えることを確実にするのに十分であるべきであるが、これは耐性微生物の移動の危険性について言及していない。

②生物学的同等性

- GL52 の使い方

FDA は、Web 通信によって GL52 に関する 広範なトレーニングプレゼンテーションを行っ た。

ジンバブエは、医薬品用の高溶解性、高透過性の有効成分(API:Active Pharmaceutical Ingredient)のデータベースがあるかどうか尋ねた。FDAは、これは VICH の所掌範囲外の事項であると回答し、加えて、人用医薬品用の製剤では、高溶解性 API には生物学的同等性試験が必要であると説明した。動物用医薬品の場合、申請者は、比較対照とする参照製剤を選択しなければならない。それは、完全なデータパッケージを使って承認された動物用医薬品でなければならない。

ジンバブエは、参照製剤が最初に承認された 時期を調べる方法を尋ねた。

FDAは、参照製剤は、多くの場合、承認に係る法律が制定される前に存在していた「マーケットリーダー」または「古い製品」であると説明した。これらの製品について、FDAは申請者にこれらの古い製品に関する情報を提供して、それらが現在の最新の基準を満たすことを保証するよう依頼する。

タイは、GLPの適用が血中濃度を用いた生物学的同等性試験に必要であるかどうか尋ねた。答えはYESであった。

サウジアラビアは、NCEの申請者から血中 濃度を用いた生物学的同等性試験又は追加の試 験が必要かどうかを尋ねた。FDAは、ジェネ リック製品の生物学的同等性試験は、元の製品 の特許または市場独占権期間が終了するまで受 け入れられないと説明した。

AnimalhealthEurope は、試験で使用される NCE 製剤の開発と承認のための最終製剤の間の橋渡しにも GL52 を適用できることを指摘した。

ナイジェリアは、製品に有効期限がない可能性があるかどうか質問した。 FDA は、臨床試験での使用のためだけに包装された試験製品だけが、有効期限なしで製造日を持つであろうと答えた。

< セッション3:ディスカッションと結論 > (12) VOF メンバーからのフィードバックと公開討論

- グループA

規制当局の見地と業界団体の見地から、 VOF 会合は、トピックを深く掘り下げる絶好 の機会を提供すると報告した。参加者は、自国 のシステムを改善するために知識やアイデアを 取り戻すことができる。

VICH は、国民の信頼を築くのに役立つ。しかし、国内企業の利益を確保する必要もある。

また、VOF メンバーは medicated feed や自家ワクチン(ICH GL が存在しないトピック)に高い関心を寄せている(原材料の品質、飼料添加剤と medicated feed の定義)。

より広い範囲で医薬品監視に関する教育を継続する必要がある。VICHは、このトピックを手助けする必要がある。

VOF メンバーの期待:

- -EWG の活動内容の VOF メンバーへの報告 -VOF 国の規制制度の紹介
- 医薬品監視について、報告を促進し、システムを運営する方法に関する情報。例えば EMA における年次報告の内容と構成。OIE の役割

EWG とタスクフォースの参加を希望するか:

- 我々は特定の動物種や品種情報を含む自国 の状況を GL に規定することを期待している
- 自国の専門家(規制当局および業界団体) へのドラフト GL の回覧、論点の構築、不明 瞭な文章の明確化、VICH へのコメント提出
- 飼料添加剤に関するタスクフォースへの参加を希望

今後の会合のトピックに関する推奨事項:

- 休薬期間の設定方法
- 飼料添加剤と medicated feed
- 自家ワクチンの品質、安全性及び有効性
- 業界団体を VOF 会合に招待する
- -VOF 会合での EWG 座長からの報告
- 各国の自国の承認制度に関する報告
- 有害事象に関する規制当局年報のケースス タディ
- 医薬品監視について、企業が政府に実際に報告する方法。特定の動物種や品種情報を提出する方法
- ワクチン中のウイルス株を更新するための システム
- 一部のトピックが VICH 内で進められない 理由について VICH から VOF に報告する
- -VOFでこれらのトピックについて議論したり、重要な背景について理解したり、さまざまなアプローチやさまざまな視点を理解したりするのに役立つ
- -Medicated feed や医薬品監視の年次報告に 関する議題を OIE NFPトレーニングセミ ナーで取り組むのは適切であるか
- 規制協力について議論するための規制当局

による国際フォーラムを作成するか

- グループB

参加者がより綿密で技術的な議論を期待して いると報告した

-GLの使い方及びトレーニング

- トピックに関する詳細な議論、すなわち科学に基づいて評価する方法、提出するための情報を編集する方法
- 生物学的同等性、medicated feed
- 駆虫薬に関する説明内容のレベルが適切であった

ますます革新的な製品が開発されているが、 適切なガイダンスが現地に存在しないので、 VOF 会合からの支援を期待

品質、安全性及び有効性を確保するための法 的枠組みは非常に重要である。

ナイジェリア:主に人用の医薬品に重点が置かれている。VOF会合は、獣医学の特定 GL 及び VICH GL 自国での採用の重要性を強化するのに役立つ。

VOF メンバーの役割:

- 解決策を模索し、それらを標準化するため に各国が直面している問題を提示する
- -GL を理解すること、規制当局の評価者を訓練すること、情報を広めること
- -GL がない時代から GL がある時代への移動
- 理解し、予測し、VICH GL を遵守する
- 既存 GL を採用することで、各国の規制当 局は、他の優先事項に焦点を合わせること ができる

以下についてのさらなるガイダンスが必要で ある:

- ホメオパシー、補助療法剤、サプリメント
- 品質、安全性及びバイオマーカーを重視
- これらが抗生物質の代替としてより重要な 分野であるという事実を無視してはならな
- プロバイオティクス GL

- 詳しい説明のために Q&A を GL に添付し てもらう
- グレー領域用の簡略化された GL、新たな問題 (例: GMP、駆虫薬、medicated feed)

今後の会合への提言:

- 特定のトピックのより詳細な扱い、科学的 背景から理解することで、GL が特定のデー タを要求する理由
- どのようなトピックが特に関心があるのか、 そしてどのような課題に直面しているのか を評価者と一緒に現地で準備する提案
- 事例検証は非常に有用であり、VOFメンバー国によって提案される可能性がある
 - 既存のレビュー、将来の予測、グループで の作業
 - -VOF メンバーが次のレベルの関与に進む。 VICH の専門家と共に EWG に参加する
 - 会議のサブセクションを議長とするための ローテーションシステム
 - 期待される目的が達成されることを確実に するためのプレゼンテーションの事前交換

VICH の所掌範囲外の事項をどのように解決できるかについてのアイデア:

- 飼料添加剤と medicated feed: どちらも薬 効を有しており、影響は同じである。両者 に共通の側面を識別し、記述するために要 約された GL があるべき。新しく設立された 飼料調和化イニシアチブと連携
- -Medicated additive は、non-medicated additive とは対照的に VICH の所掌の範囲内である

あらかじめ提示した質問

ホメオパシー / サプリメントがなぜ VICH の 所掌範囲外なのか

- ジンバブエ:補助療法剤薬の有用性
- ブラジル:動物用医薬品の規制は人間の医療から分離されるべきである
- 米国:サプリメント、補助療法剤については、

現在のところ、特別な規制はない

- 南アフリカ:米国と同様の状況では、産業が急速に成長して以来、この分野で問題が発生し始めている(例:強い効力を有する高濃度の有効成分が飼料中に含まれている)
- カナダ: 昨年からカナダ保健省は獣医用「健康」製品(VHP)のための「低リスクプログラム」を制定した。VHP は、最終投与形態の低リスク動物衛生製品(ビタミン、ミネラル、伝統的な「医薬品」など)である。(低リスク製品 カナダ保健省によって審査された許容物質リスト、1100製品が通知され、そのうち100製品は食用動物用;局所、経口製品のみ

https://www.canada.ca/en/public-health/ services/antibiotic-antimicrobial-resistance/ animals/veterinary-health-products.html)

- ナイジェリア:利用可能であれば、輸入されたホメオパシー製品に安全性や毒性学的な側面から VICH の基準を使用することができる
- フランス: 人用の規制制度の概念を真似た。 特定の生薬 / 油 (品質、残留農薬、MRL なし) に問題がある。それらの製品の使用の増加

- グループC

VOF メンバーからの期待は次のようであると報告した。

- 経験の交換
- 同様の問題に対する意思決定をどのように 調和させることができるか
- 同じ方法で GL を実施するための慣行を共 有する
- -EWG: VOF メンバーは VOF 諸国からの専門家と一緒に参加したいと考えている。リソースの問題から、会議は電話会議で開催する必要がある
- -VOF 国の中には、殺虫剤や生物製剤に関してより深刻な問題を抱えている
- 自国の専門家は、GL が一部の国には適用できないかどうかを判断する必要がある

今後の会合への提言:

- 参加者は、それぞれの VOF メンバーから 彼らの国での結果に関してフィードバック を受けたいと考えている。彼らは次の会合 に報告をするべきである
- -12 か月の会合のスケジュールが会議時間を 延長する可能性があるとの懸念が表明され た
- 会合は、VOF 諸国間で広がる可能性がある
- 環境影響評価 GL を使用する VOF 国は無い ようだ
- 異なる機関の責任の明確化の必要性
- 各国間の共通の課題は、問題を一緒に解決 するために合同会議を組織するべき

新しいトピック:

ハーブ製品の使用に関するガイダンス

(13) 結論と次のステップ

テーブルツアー討議では、VOFメンバーは、受け取った情報の質とレベルについて満足のいくものであったと表明した。彼らは、将来の会合でも同じ形式を維持することを要求した。Web 通信でのトレーニングの発表も非常に役に立った。

特定のトピックに関する詳細な情報を求める一般的な要求もあった。OIE は、9月に新しい議題の最初の草案が配布されるとすぐに、全ての VOF メンバーに、会議をよりよく準備し、共有する特定の議題項目に関する各国からの要求を提供するよう強く勧めた。OIE は、要求された場合には、VOF メンバーが議題についてほとんどフィードバックを提供していないことを遺憾に思う。

OIE は、会合に先立って VOF メンバーによる内部討議のために質問を回覧するべきであると提案した

ウクライナは、3~4つの異なるトピックが 取り上げられており、さまざまなプレゼンテー ションの長さは適切であると考えた。 ジンバブエは、例えば医薬品監視の電子報告書の場合のように、いくつか GL の解釈、これら GL の背後にある科学及び実際的な詳細について更に議論する必要性を強調した。VOF メンバーにとっては、説明が非常に役に立つ。また、ジンバブエは、VOF 会合の特定のセクションの議長を VOF 諸国の代表者に渡すことを提案した。

ジンバブエは、VICHの所掌範囲外の事項の 記録を保存するべきであると提案した。

タイは、medicated feed 及び ICH が言及していない自家ワクチンに関するより多くの情報を受け取ることを提案した。これらのトピックは、獣医師にとって本当に重要である。

AnimalhealthEurope は、次回の VOF 会合で、動物用医薬品規制当局の国際協力に関するワー

クショップの成果とその進捗状況について、 VOF メンバーから報告するよう提案した。

EUは、トピックが VICH の所掌範囲外の事項であるか、または一部の VICH 加盟国/地域ではそれを妨げる法的ハードルがあるため、VICH が VOF メンバーに提供できるものに制限があるという事実を強調した。GL の開発を支援することから、あるいは VICH メンバーが問題への異なるアプローチを持ち、その特定の問題へのアプローチを調和させることは実行可能ではないと考えられるため。

(14) 次回の VOF 会合の日程と開催場所 第11回 VOF 会合は、南アフリカのケープタ ウンで 2019年2月25日と26日に開催される 予定。

第11回 VOF 会合の概要

- 1) 開催日:2019年2月25日~2月26日
- 2) 開催場所:ケープタウン(南アフリカ)
- 3) 出席者:
- ・議長

US (FDA): Mathews Lucia

OIE: Jean-Pierre Orand

・VOFメンバー

ドミニカ -CAMEVET

: Virginia Devi QUINONES PUIG

インド -Ministry of Agriculture

: Lipi SAIRIWAL

モロッコ -ONSSA

: Hasnae BENALLA

ナイジェリア - NAFDAC

: Yunus SADIQ

: Josef ASIKPO

ロシア -VGNKI

: Polina LOBOVA

サウジアラビア - Saudi Food & Drug Authority

: Hend I. ALFINTOUKH

: Maher ALJASER

: Sultan M. ALOTAIBI

: Mazin Saadi K. FARHATaha M. RAMZI

シンガポール - Agri-Food & Veterinary Authority

: Taoqi HUANGFU

台湾 - Council of Agriculture

: Ying-Ping MA

タイ -Department of Livestock Development

: Natthapong SUPIMON

-Food and Drug Administration

: Chaiporn PUMKAM

ウガンダ -National Drug Authority

: Noel AINEPLAN

: Josephine NANYANZI

ウクライナ -SCIVP

: Yuriy KOSENKO

ジンバブエ -Medicines Control Authority

: Zivanai MAKONI

UEMOA (West African Economic and Monetary Union)

: Moumouni ABSI

: Komlan AKODA

: Maïmouna SANOGO

・第37回SC会合参加メンバー[記載省略]

<<u>セッション1 : 報告とグループ・ディスカッション</u>>

(1) 開会宣言と議長紹介

EMA の Isaura Duarte と、OIE の Jean-Pierre Orand が共同議長を務めた。

議長は、VOF 会合の議題について、VOF メンバーから意見が多く寄せられていないことを遺憾に思い、全ての参加者が次回の VOF 会合の議題の作成に積極的に参加するよう推奨した。また、VOF メンバーは、本会合の最後に、次回の VOF 会合における議題を1つずつ提案するよう求めた。

(2) 2017年11月に東京で開催された第9回 VOF会合でメンバーが提起した問題に関する SCの報告

今回の会合では、GL48、医薬品監視、湾岸協力会議(GCC: Gulf Cooperation Council)における地域相互承認システムの構築、GL3に関するトレーニング教材、EWGの活動に対する VOF メンバーの期待、VOF メンバーが提案した新しいトピックと EWG 活動への参加の例等について取り上げることを説明した。

また、VICH 事務局は、EWG の活動状況、GL57 の step7 での承認並びに SC 会合及び VOF 会合の開催周期が 2020 年から 12 か月間隔となることを報告した。

(3) 前回の VOF 会合以降の OIE の動物用医薬品に関する活動の報告

OIE は、NFP トレーニングの第5ラウンド

が終了し、第6ラウンドが7月にエチオピアで、 10月にそれぞれトーゴで開始されると報告した。

- (4) VOFメンバーの疑問に対する討議
- 休薬期間に関するガイダンス

EU は、休薬期間に関する GL の概要を説明 した。

(5) 休薬期間に関するグループ・ディスカッション

VOFメンバーを以下の3つのグループに分け、あらかじめ提示された休薬期間に関する質問についてディスカッションした。

グループA: CAMEVET、インド、ロシア、 ウクライナ、サウジアラビア王国

グループB:シンガポール、台湾、タイ、ジン バブエ、サウジアラビア王国

グループC:モロッコ、ナイジェリア、ウガンダ、 UEMOA

議論の開始に当たり、あらかじめ休薬期間に 関する以下の質問を VOF メンバーに提示した。

- ①どのように休薬期間を定めているか
- ②他の国/地域において設定されている休薬期間を使用することはあるか
- ③ GL48 を使用しているか。
- ④休薬期間の設定に当たり、GL48 以外に参考 にしている資料等はあるか
- ⑤ GL48 を使用していない場合、その理由は何か

(6) 全体会合への報告

-グループA

インド:保健省によって MRL が設定されている。休薬期間ための法律の作成に取り組んでいるところ。

ウクライナ: EU の MRL が順守されており、 休薬期間は、VICH GL に基づいている。

サウジアラビア FDA: EUの MRL に準拠している。

南アフリカ:EUのMRLに準拠している。

休薬期間は、自国の残留試験に基づいており、 VICH GL に従っている。

ロシア:自国の MRL を設定している。休薬 期間と残留試験は VICH GL に基づいている。

- 各国が直面している問題について

ウクライナ: MRL は保健省によって、休薬期間は農業省によって設定されています。 MRL の設定プロセスは、開発中。

ロシア: MRL は保健省によって、休薬期間は農業省によって設定されている。新しい MRL を設定するプロセスはない。

サウジアラビア FDA:問題はさまざまな省によって対処されているため、同期させる必要がある。より良い調整が必要。

南アフリカ:全ての問題を解決するため、異なる省庁から選出された委員会が調整している。

インド:動物用医薬品の問題を解決するような組織はない。医薬品の規制当局は保健省であり、農業省の畜産部門からすべての動物用医薬品に関する技術的専門知識/コメントを提供している。

- グループB

タイ: VICH GL を受け入れ、EMA、米国 FDA 及びオーストラリアが承認した SPC を受け入れている。

ジンバブエ:EMAの休薬期間と文書を使用しているが、2016年からは、後発品の場合及び休薬期間を短縮する場合にはVICH GL に基づく試験成績を要求している。

シンガポール:保健省が休薬期間について責 任を負う。

台湾: VICH GL を使用しているが、動物種が異なる。EMA と FDA のデータを受け入れ、 魚類の残留試験 GL を持っている。

サウジアラビア FDA: EU のデータに基づいている。ラクダのような特殊な動物種については、調和のとれた休薬期間がないため、懸念している。企業は、どの種、どの国で承認され

たか、その国の ADI について分析している。 製品がサプリメントであるか医薬品であるかに は懸念がある。

- グループC

UEMOA: VICH GL及び国際機関によって 設定された休薬期間を参照している。

ナイジェリア:承認に必要となる残留試験の 実施及び休薬期間の設定に関するGLを作成中。 輸入製品については、申請者が提示した休薬期 間を参照している。

モロッコ:2018年に有効成分別のMRLリストを公表した。貿易上の理由からEUのMRLを採用した。CodexのMRLを参照することもできる。休薬期間の統計的または代替的アプローチを確立するため。輸入製品の統計的アプローチ(EMAGL)、現地の製品の代替アプローチは許容可能。

ウガンダ:休薬期間の設定に関するGLが2007年に開発され、レビューしているところ。申請者は、製造販売承認申請のためにGLに沿って生成されたデータを提出する。元の会社とは異なる休薬期間で申請する一般申請がある(常にこれらのデータにアクセスできるわけではない)=>他の地域の新規製品の休薬期間を探す。EMA及びCodexのMRLを参照する。

- 特殊なケース

配合剤の休薬期間:最終製剤を使用することが重要。通常は両方の物質を分析するが、休薬期間の設定は、最も長い減衰を示す物質に基づいて行う。

マイナー動物: VICH GLでは、投与する動物種ごとに残留試験を実施することとしている。他の動物への外挿は、VICHの所掌範囲外の事項であり、GLに含まれていない。

ホメオパシー製品: MRL を必要としないと 考えられる活性物質。ヨーロッパでは、生理活 性物質が特定の希釈度以下であれば安全である と見なされる。

注射部位:全てのEUの注射用剤は、特定の

要件で注射部位残留物データを作成するのかとの質問に対し、EU は、新規製剤は新しい EU GL を考慮に入れる必要があるが、既承認製剤へのガイダンスの遡及的適用はないと回答した。

(7) VOF メンバーの疑問に対する討議 - 医薬品監視

AnimalhealthEurope は、医薬品監視にどのように対処するかについての実用的な側面を提示した。

FDAは、GL30が医薬品監視のエンドユーザー/レビューアが毎日使用する語彙リストであると説明した。また、FDAは、GL30の語彙が使用者にとって使用しやすい報告様式の開発とデータの収集方法に役立つと説明した。

(8) テーブルツアー討議ファーマコビジランスに関する公開討議と質問医薬品監視に関する公開討議

ナイジェリアは、医薬品監視分野における OIE の役割に関する説明を求めた。OIE は、 SC に参加しており、VICH GL の作成を支援し ている。VICH は技術的要件を設定し、OIE 加 盟国における規制能力の確立を支援している旨 回答した。

ウクライナは、全ての製品について、全ての OIE 傘下の国で同じデータベースを設定するこ とが可能であるか質問した。

現時点では、相互接続が困難なデータベースが数多く存在する。EUの目標は、国際基準にも準拠した形のEU地域内データベースを作成することである。

FDAは、グローバルデータベースで利用できる可能性のある要素を、共有できるようにしたいと考えている。

FDAは、アクセスを円滑にし、コミュニケーションをとり、教育し、そして報告者へのフィー

ドバックを提供することの重要性を強調した。

例えば、以下のようなよくある質問に答えることが始めの一歩を踏み出すために必要である。: 誰が誰にレポートを送信するのかを明確にできないか?有害事象を報告することは、消費者/獣医師にとって法的要件であるか?定期的なサマリーアップデートレポート(集計分析あり)に使用される周期は?深刻な有害事象を報告するための15日の期限は適切であるか?エクセルのスプレッドシートは、報告のツールとして十分か?

今後のフォーカルポイント・トレーニングの会合では、OIE は、医薬品監視とそのガイドラインについて説明するが、グローバルデータベースは多くのリソースを必要とするため、実現可能性は当面低い。医薬品監視システム設置のための作業は、最初に各国で実施されなければならない。各国は、自らの資源を使って自分たちが開発できることを評価しなければならない。

(9) 相互承認と国内規制システム

(9. 1) GCC

サウジアラビアは、GCCの中で製品の完全なレビューを実施するためのリソースを持っている唯一の国である。そのため、GCC登録審議会は、製品の承認をサウジアラビアの評価に基づいて行っている。

GCC のための動物用医薬品法規とその相互 承認の実行 GL は、サウジアラビアの法律に基 づいており、サウジアラビアは他の GCC 諸国 に必要な支援を提供している。

GCC をカバーする法令システムの採択は非常に困難であり、最終決定までに3年から4年を要した。

サウジアラビアは、相互承認が販売承認だけでなく検査、そして将来的には医薬品監視をもカバーすることを確認した。ほとんどの湾岸諸国は、フルの承認申請書をレビューするためのリソースを持っていない。GCC登録審議会は2

か月ごとに開催され、さまざまな国からの審査 報告書について議論する。

ほとんどのGCC電子システムは人用医薬品部門と動物用医薬品部門の間で共有されているが、各システム内では人用医薬品部門と動物用医薬品部門に枝分かれしている。医薬品監視のみが完全に分離されている。

これまで、相互承認システムは実質的に人用 医薬品側で、湾岸保健評議会で共有されていた が、GCC登録評議会は動物用と人用の製品の 違いを認めている。したがって、動物用医薬品 に特化した評議会が間もなく開催され、動物用 医薬品関係申請書の共有は翌月以内に開始され る。

相互承認には動物用ワクチンも含まれ、サウジアラビアの試験実施施設は、GCC 地域全体の評価を行うのに十分な能力を持っている。サウジアラビアは、最初の GCC 相互承認の経験と登録された製品数を次回の VOF 会合で発表する。

活発な業界団体もまた育成中である。

サウジアラビアは、相互承認の重要性を強調した。これは、人的側面において、GCC 地域の製品の入手可能性、製品の品質と安全性、GMP と製造資源、さらには追跡問題を改善した。それはまた、その地域における医薬品監視の将来の発展を促進するであろう。

GCC において、製品当たりの抗菌物質の成分数に制限があるかどうかは疑問視されていた。サウジアラビアは、規則はないと回答し、科学の専門家たちは企業から提出された申請書を検討し、その申請を受け入れるか拒否するかを決定した。

登録のスケジュールについてサウジアラビアは、厳格なスケジュールが定義されており、2か月ごとに会議が開催されることを示した。

業界は、企業がこのような地域相互承認シス

テムを強く支持していると強調した。相互承認は、企業が個々に小さすぎる市場で製品を利用できるようにすることを可能にする。全ての製造拠点を訪問することはできないため、小規模国がGMP認証についての保証を受けられるようにすることが重要である。

(9.2) ロシア

VGNKI(The All Russian State Centre for Quality and standardisation of Veterinary Drugs and Feed)は、ロシアの農業省の獣医植物検疫に関する連邦サービスの責任の下にあるロシアの規制システムを提示した。VGNKIは、リスク / ベネフィット比、品質、GMP 検査及び動物用医薬品の認証に関する科学的専門性を法的に認められている。

VGNKIは、東欧および中央アジアの食品安全、動物疾病の診断および管理のための OIE コラボレーティングセンターであり、またユーラシア経済連合(EAEU: Eurasian Economic Union)薬局方委員会およびロシア連邦保健省の州薬局方評議会のメンバーでもある。

今後数か月以内に、相互承認システムが EAEUに導入され、EUと同様になる予定であ る。

ロシアに確立された MRL がないか、ロシアの MRL が他の国よりも低い場合、VGNKI は休薬期間設定のための統計的アプローチを実行することができるが、このアプローチは広く使用されていない。ロシアは、Codex の MRL も考慮に入れている。

ロシアの検査官からのGMP コンプライアンスの欠如に関して、ロシアは、登録申請時に登録書類にGMP コンプライアンスの検査を実施するというロシアの規制当局からの決定を提示することが可能であることを示した。GMP証明書が拒否された場合、医薬品の登録は拒否される。GMP の要件と手順は、人用医薬品と動物用医薬品で同一である。

事前に選択された抗生物質は予防には使用されないかもしれないが、予防的使用とは見なされないため手術に使用することができる。

ロシアは、ロシアで認可された全ての製品の 州登録簿を持ち、消費者は製品のリーフレット を調べることができる。

(9.3) インド

インドは、厚生労働省の中央薬品標準管理機構(CDSCO: Central Drugs Standard Control Organisation)が中央レベルでの動物用医薬品の承認を担当していると説明した。他の当局(輸出検査協議会(EIC: Export Inspection Council))が輸出を取り扱っており、さらに別の部門が有効成分の輸出用の証明書を提供している。

輸入製品の場合、インドは常に原産国の承認 書類を必要とし、企業は全ての試験データを提 供する必要がある。

国の公的部門によって生産されたワクチンは、民間部門と同じ承認プロセスを経なければならない。

緊急の場合には、インドはワクチンの緊急輸 入を可能にするシステムを持っている。

(10) VOF メンバーの疑問に対する討議 - 専門 家作業部会への参加

(10.1) GL 作成に貢献する機会の範囲とともに VOF メンバーへの期待

FDAは、EWGメンバーになる背景を提示し、 VOFメンバーがEWGに専門家を推薦する機 会を説明した。

FDA はさらに、VOF 加盟国が step4 の草案 にコメントを提出することを奨励した。

事務局は、step4で全てのドラフトGLを、 step7で最終GLを全てのVOFメンバーに特 に送付することに留意した。

(10.2) VOF メンバーが提案した新しいトピックと EWG 活動への参加例:配合剤 EWG

VICH プロセスへの VOF メンバーの密接な

参加の例として、JMAFF は、SC & VOF メンバーが第3回 VOF 会合で中国から発表された「配合剤の有効性」の CP をどのように歓迎したかを説明した。それはガイダンスが現在欠けている重要なトピックと考えられた。

SC は、配合剤のための GL の作成のため、 VICH メンバーと 4 人の VOF メンバーで構成 されるタスクフォースを設置した。そして、よ り焦点を絞った範囲を提案するディスカッショ ンペーパーの作成を当該タスクフォースに指示 した。

タスクフォースによって焦点化されたCPは、2017年2月にSCによって採択され、中国が議長を務める配合剤に関する一般的GLのためのEWGの作成を可能にした。アルゼンチンも専門家を指名した。

JMAFF は、VICHが抗菌性物質を含む配合 剤の開発を推奨していないことから、それを考 慮しないことを確認した。しかしながら、各国 がそれを望むのであれば、抗菌剤の新しい組み 合わせを自由に承認することができる。

OIE は、OIE や FAO などの国際基準では投 与前に臨床診断を行うことを推奨することを参 加者にリマインドした。

専門家になるための前提条件として、個人は特定の分野で必要な専門知識を持ち、EWGの作業に時間を割り当て、電子的手順による作業に積極的に参加し、電話会議に参加する必要がある。EWGの対面会合が行われる場合は、メンバー自身の組織から必要な費用を供給する必要がある。

専門家を推薦するよう依頼された場合、 VOFメンバーは、提案された専門家の詳細と 短い経歴書を添えて電子メールを事務局に送 り、候補者が必要な専門知識を持っていること を確認しなければならない。

SC によって決定された場合には、専門家だけでなく、1名のアドバイザーも参加させる権利がある。

< セッション2: VOF メンバーの関心が高い事項 >

(11) 具体的な問題

(11.1) 品質 GL

FDAは、さまざまな VICH の品質 GL の概要を提供し、VICH はこれら GL を説明するためのトレーニング教材を開発中であることを説明した。これらのトレーニング教材は、VICHウェブサイトの VOF セクションに掲載される。FDAは、各トレーニング教材の冒頭に含まれる免責事項を強調した。

インドは、VICHが飼料添加物のガイダンスを作成するべきだと提案した。AnimalhealthEuropeは、飼料添加剤に関するCPが現在SCによって開発されている旨回答した。最初の段階では、範囲はディスカッションペーパーで定義され、その後、おそらく次回の東京でのVOF会議で、VOFメンバーが参加することになる。

(11. 2) GL3R (安定性試験) トレーニング教材 の紹介

AnimalhealthEurope は、VICH GL3 に関するトレーニング教材を提示した。

< セッション3:ディスカッションと結論 > (12) OF メンバーからのフィードバックと次回の会議への要望

VOFメンバーは、会議中に受け取った情報の質とレベルについて満足できる内容であったと述べた。VOFメンバーは、次回の会議で開発されるトピックを提案するよう求められた。

インドは、この非常に実り多い会議中に重要な点が強調されたことを確認し、次回の VOF 会合で medicated feed additive について議論するよう求めた。議長は、このトピックは VICH の範囲には含まれないと回答した。

タイは、規制当局の日々の業務に役立つ VICH GL について多くのことを学んだ。タイ は、次回の ASEAN 会合において、VICH に関する最新情報を提供する予定である。

ロシアは、残留試験に関する発表に特に関心を持っており、生物学的同等性試験及び動物を用いた試験を in vitro 試験に変更することに関するより多くの情報の提供を要望した。

シンガポールは、他の VOF メンバーとの経験の交換が非常に有益であると判断し、VOF 会合に定期的に参加する意向を表明した。シンガポールは、次回の VOF 会合で、ASEAN におけるワクチンの規制の調和についての発表を行う。

台湾は、有害事象は依然として書面報告されていると説明した。また、次回の VOF 会合で生薬のトピックについて議論することを提案した。

ウガンダは、休薬期間及び配合剤 GL に関する情報を要望し、気候帯 III 及び IV の安定性 GL 及び飼料添加剤のトピックに関するより多くの情報を要望した。

将来の会合では、ウガンダは、VOFメンバーにより多くの時間を割り当ててお互いの経験を共有し、彼らの規制システムを改善する方法を議論することを推奨した。

サウジアラビアは、各国間での評価報告書の 共有に特に関心があり、ASEAN と CAMVET は次回の会合で彼らの経験に関するより多くの 情報を提供すべきであると提案した。サウジア ラビアは、GCC の活動に関する最新情報を提 供する予定である。

ジンバブエは、休薬期間及び GL48 に関する 議論に特に関心があり、規制当局の能力向上に 関する発表及び薬物検証のプロセスに関するい くつかのガイダンスを要望した。 CAMEVET は医薬品監視のプロセスについて多くのことを学んだ。そして、CAMEVET 諸国からの彼らの必要性と次の会合からの期待についての提案を後で提供する。

ウクライナは、医薬品監視に関する議論を高く評価し、VICHが駆虫薬の臨床試験のための技術的要件だけでなく、抗菌性物質のような他の製品のためにも技術的要件を開発すべきであると勧告した。

ナイジェリアは、抗菌剤の配合剤のトピック について議論し、配合剤を評価するための基準 について要望した。

UEMOAは、4、5、さらには6つの抗菌製品の組み合わせを提案している申請をどのように処理するかについて提案した。また、次回の会議で相互承認システムを発表する。

モロッコは、ワクチンおよび自家ワクチンの 品質と安定性のトピックについて議論すること を提案した。

(13) 結論と次のステップ

議長は、次回の会合で、SC が VICH の範囲内にあるものと範囲外のものを明確にすることを確認した。

議長は、SC が会議の組織、さらなる情報の要求のリスト及び将来の発表のために提案されたトピックに関して、SC がすべての VOF メンバーと間もなく調査を開始することを VOF メンバーに通知した。

OIE は、VOF メンバーに対し、VOF 会議の ためにより多くのプレゼンテーションを提供 し、会議間でより多くの対話をするよう強く勧 めた。

(14) 次回の VOF 会合の日程と開催場所

第12回 VOF 会合は、東京で2019年11月 19日と20日に開催される予定。

第13回 VOF 会合は、ヨーロッパで2020年 11月17日と18日に開催される予定。

V 第6公開会議の概要

VICH では、社会への情報公開の一助として、SC 会合と合わせて公開会議を開催している。 2018年度は、前回(2015年10月、東京にて開催)に引き続き、第6回公開会議を第37回SC会合及び第11回VOF会合と合わせて、ケープタウン(南アフリカ)で開催した。

第6回公開会議は「アフリカの可能性を解き放つ (Unlocking Africa's Potential)」をテーマに、28 か国から約130名が出席し、盛会のうちに終了した。プログラムは下表のとおり。

セッション(座長)	講演タイトル	講演者(所属)
1 開会式 (Moritz Van Vuuren、 University of Pretoria)	開会及び歓迎の挨拶	Mandisa Hela (SAHPRA)
	VICH とは何か、その歴史と目的	Hervé Marion(VICH 事務局)
	OIE メンバーに対する VICH のベ ネフィット	Gideon Brucker (OIE)
2 基調講演 (Margaret Churchill、 SAAHA)	グローバルなワンヘルスの取組み に対する VICH の貢献	Jean-Pierre Orand (OIE)
	VOF メンバーから見た VICH の ベネフィット	Sadiq Yunis (ナイジェリア)
	VOF メンバーから見た VICHト レーニングのベネフィット	Toaqui Huang Fu (ASEAN)
3 VICH GL の利用方法	VICH メンバーから	Brandi Robinson (FDA)
(Bettye Walters, FDA)	オブザーバーメンバーから	Mary-Jane Ireland(カナダの規制 当局)
	VOFメンバー国/地域において VICH GLを利用する際に想定され る規制上の障害と展望及びそれら を克服する方法	Yuriy Kosenko (ウクライナ)
4 業界団体の声 (Rick Clayton、	開発の促進	Erik De Ridder (Elanco Animal Health)
AnimalhealthEurope)	規制制度の収斂	Alexander Boettner (Merck Animal Health)
	動物用製品のアベイラビリティと アクセシビリティ	Guillaume Agede (Ceva)
目のトピック	アカデミアから見た VICH のベネ フィット	Vinny Naidoo (University of Pretoria)
(能田健、JMAFF)	抗菌性物質製剤の承認-VICH GL27	Matthew Lucia (FDA)
	VICH と動物福祉の 3R	Nicholas Jarrett (EMA)
	対象動物バッチ安全試験(TABST) の省略	Nick Nwankpa (PANVAC)
	トレーニングビデオの紹介 (TABST 省略 GL)	大石弘司(JVPA)

6 新しい VICH GL (大石弘司、JVPA)	気候区分Ⅲ及びⅣにおける安定性 試験条件に関する GL	Henry Leng (SAHPRA)
	配合剤に関する GL	Brandi Robinson (FDA)
	新しい残留試験法GL: 魚類及び はちみつ	Stefan Scheid (代謝及び残留 EWG座長)
	トレーニングビデオの紹介 (魚類の残留試験 GL)	比企基高(JMAFF)
7 アフリカ地域の活動	製品の承認を促進する産官連携	Margaret Churchill (SAAHA)
(Annelie De Klerk, Elanco)	SADC 地域における Zazibona(ザンビア、ジンバブエ、ボツワナ、ナミビア)ワークシェアリングの経験(ケーススタディ:南アフリカとジンバブエにおける VICH GLを使ったワークシェアリングの経験)	Zivanai Makoni(ジンバブエ)
	医薬品監視 (西アフリカの電子システムに関する報告)	Noel Aineplan (ウガンダ)
8 グローバルな視点 (Michael McGowan、 AHI)	規制当局から見た動物用生物学的 製剤に関する世界的な傾向	Byron Rippke (USDA)
	規制の収斂がなぜ重要なのか	Samuel Thevasagayam (Bill & Melinda Gates Foundation)
	世界的な規制の収斂のマッピング - 主要な成功要因	Edna Massay (World Bank)
9 VICHへの期待 (Andre Westerveld、 SAAHA)	非 VICH 国の期待	Assiongbon Teko-Agbo (Laboratoire de Controle des Medicaments Veterinaires, OIE Collaborating Centre-EISMV)
	VICH と動物用医薬品の安定供給 - グローバルな動物と人の健康の改 善	Jane Lwoyero (OIE Sub-Regional Representation for Eastern Africa in Nirobi)
10 将来への展望	将来のビジョン	Matthew Lucia (FDA)
閉会式	総括	Portia Nkambule (SAHPRA)
	閉会	Jonathan Mudzunga(南アフリカ)

VI 平成 30 (2018) 年度の VICH エキスパートワーキンググループ (EWG) の活動状況

A 品質 EWG の概要

1 VICH 品質 EWG の目標

ICHで合意された品質に関する各種 GL をもとに、動物用医薬品のための GL を作成する。

2 検討事項・検討状況

(1) EWG のメンバー

EU、日本、米国からの専門家の他、カナダ 及びニュージーランドの規制当局からオブザー バーとして各1名入っている。

メンバーは以下のとおり。

小形智子(座長) : JMAFF

(動物医薬品検査所)

吉田明弘 : JVPA

(日本全薬工業(株))

M. Huynh : FDA
A. Morgan : USDA

R. Henry : AHI (Bayer)
N. Möller : EU (BVL)

J. Benoliel : CANADA VDD

W. Hughes : NZFSA

E-M. Möllenhoff : AnimalhealthEurope

(Boehringer Ingelheim)

その他、熱帯(気候区分Ⅲ及びIV)の安定性 試験法ガイドライン作成のみのための専門家と して以下のメンバーが入っている。

V. Neron de Surgy : AnimalhealthEurope

(Vetoquinol)

H. Leng : 南アフリカ

P. Coghlan : NZFSA

X. Liang : 中国 (CIVDC)
M. Aguirre : CAMEVET
A. Elghafki : モロッコ

(2) VICH 品質 EWG 会合の開催

第5回 SC 会合(1999 年 5 月)において、新たな検討課題がなければ、本 EWG 会合(対面会合)は開催しないこととされており、2000年度から会合は開催されていない。

なお、第8回SC会合(2000年11月)において、ICHの品質関係GLをもとに書面手続きによりGLを検討することとされ、書面手続きによる作業が行われている。

(3) 品質関係 GL の検討及び施行状況

2018 年度に検討を行った GL は以下の 2 つで ある。

GL58 (気候区域Ⅲ及びⅣにおける動物用新原薬及び製剤の安定性試験) は Step3 で第 36回 SC 会合において承認された。 Step4 で 2018年 12月 31日までにパブリックコメントを募集することとされ、日本では 10月 22日から 11月 20日までで実施した。その後、出された意見について EWG で検討中である。

GL18 (R) (不純物:新動物用医薬品、有効成分及び添加物中の残留溶媒) の改訂については、ICH Q3C (R5 - R7) を反映させる改訂を行う予定である。ICH において ICH Q3C (R7) が最終化されていないため、作業を保留している。

B 電子標準実装 - 医薬品監視 EWG の概要

1 EWGのメンバー

L. WALTER-GRIMM(米国の規制当局、座長)

: US FDA

J. OLAERTS(EU の規制当局、専門家)

: EU

C. McDANIEL (EU の規制当局)

: EU (BVL (Bundesamt fur Verbraucherschutz und Lebensmittelsicherheit))

T. SIMON (EU の業界団体)

: AnimalhealthEurope (Zoetis)

R. VAN DIJCK (EU の業界団体、専門家)

: AnimalhealthEurope (MERCK)

金原真理子(日本の規制当局、専門家)

: IMAFF

氏政雄揮 (日本の業界団体、専門家)

: IVPA

R. BHUI (米国の業界団体、専門家)

: AHI

W. HEEB (米国の業界団体、アドバイザー)

: AHI (Baver)

W. HULS (米国の規制当局)

: USDA CVB

I. SCHILTZ (米国の規制当局)

: USDA CVM

G. PETERSON (米国の規制当局、専門家)

: US FDA

I. PAUL (ニュージーランドの規制当局)

: NZFSA (New Zealand Food Safety Authority) (APVMA)

H. AITKEN (カナダの規制当局)

: Canada

B. WILSON (カナダの規制当局)

: Health Canada

Z. NACZYNSKI (カナダの規制当局)

: Canadian Food Inspection Agency

G. SWAN

: South Africa

2 検討状況

本作業部会では、医薬品監視※1 (PV) に

関するGLに関連してGL30のメンテナンス作業及び 国際動物用医薬品協会(IFAH)から提示された非調和に関する文書の検討を行った。

※1 VICHでは主に市販後の有害事象報告の取扱いに関するGLのシリーズの総称として使用されている。

3 PVのGLの概要

① GL24: 有害事象報告(AER)の管理 GL(平成 19年 10月 SC 承認。平成 30年 6月 15日国内施行。)

AER の報告手続きを規定。

以下については、製造販売業者は他極の当局 にも緊急に報告する必要がある。

・緊急な AER であって他極で承認されている同じ製品の同じ動物種についての AER

・人への安全性に重大な影響がある AER

② GL29: 定期概要更新報告 GL (平成 18年6月 SC 承認。平成 30年6月15日国内施行。) AER の定期報告の手続きを規定。

③ GL30: 統一用語リスト GL (平成22年6月 SC 承認。施行準備中※2。)

AER に使用される用語のリスト。

④ GL35:電子的標準実装 GL (平成 25 年 2 月 SC 承認。施行準備中※ 2。)

AER を電子的に送付するためのデータファイルの要件(XML(コンピュータ言語の一種)を使用する等)を規定。

⑤ GL42: AER 提出のためのデータ要素 GL(平成 22 年 6 月 SC 承認。施行準備中※ 2。)

AER の報告する項目(約160項目/件)及びその内容について、データの要素(入力文字種や字数など)を含めて規定。

※2 日本においては、施行が遅れる旨を SC に報告している。

C 生物学的製剤検査法 EWG の概要

1 EWG のメンバー

日本、EU、米国、カナダ及び豪州/ニュージーランドより以下のメンバーが参加している。

佐藤耕太(日本の規制当局、座長)

: JMAFF

森山毅 (日本の業界団体、専門家)

: JVPA. (KM バイオロジクス (株))

T. Whitaker(オーストラリアの業界団体、 専門家)

: AHA (Animal Health Australia)/ AGCARM, MSD Animal Health

R. Henderson (ニュージーランドの規制当局、 専門家)

: NZFSA (New Zealand Food Safety Authority), Bioproperties P/L

- L. Lensing (米国の業界団体、専門家)
 - : AHI, Boehringer Ingelheim
- O. Yarosh (カナダの規制当局、専門家)
 - : Canadian Food Inspection Agency
- E. Werner(EU の規制当局、専門家) : EU
- E. Charton (EUの規制当局、オブザーバー): EU (EDQM (European Directorate for the Quality of Medicines))
- J-C. Rouby (EU の規制当局、アドバイザー)
 : EU (AFSSA (Agence française de sécurité sanitaire des aliments) /
 ANMV (The French Agency for
- M. Kaashoek (EU の規制当局、アドバイザー)

Veterinary Medicinal Products))

- : AnimalhealthEurope, MSD Animal Health
- J. Lechenet (EU の規制当局、専門家)
 - : AnimalhealthEurope, Merial
- G. Srinivas (米国の規制当局、専門家)
 - : USDA/APHIS

2 検討状況

2018年度、当作業部会では以下の3つのトピック、①対象動物バッチ安全試験省略GL(TABST)、②実験動物バッチ安全試験省略GL(LABST)、及び③外来性ウイルス検出試験法GLについて検討した。

① TABST 免除

GL50R 及び55 は、最終的に2017年8月米 国で、2018年3月日本で施行された。

② LABST 免除

トピックリーダー M. Halder (EU) より LABST GL 2nd draft が 2018 年 1 月 に EWG に配布され、同年 5 月まで意見聴取が行われた。 これを受けて 3rd draft が近日中に準備される こととなった。

③外来性ウイルス検出試験法

3つのGL (1. 細胞を用いたシードや動物由来原料の試験法、2. 迷入ウイルス否定試験の原則、シードや動物由来原料の試験法、3. 迷入ウイルス否定試験のリスト)について検討されている。このうち、1. について EU 規制当局とそれ以外で主張が大きく異なり、結論に至っていなかった。

第35回SC会合にて、JMAFFは1.に関して共通試験グループを形成する新たなアプローチを提案したが、EU規制当局からEUのアプローチとの不一致及びEWGの負担が大きすぎることを理由に反対が表明された。これに対し、JMAFFは第36回SC会合でより具体的な試験法及びEUの懸念を払拭するためのペーパーを提出したが、EUは支持を保留した。解決点を見いだすため、JMAFFはより詳細なCPを第37回SC会合に提出するとともに、EUとの二者協議を行うことによりEU代表団の理解を得た。EUはその専門家との協議を必要とするため、3ヶ月以内に意見調整を行いSCにフィードバックすることに合意した。

D 安全性 EWG の概要

1. EWG のメンバー

Dr. Kevin Greenlees USA/FDA 座長

Dr. Tong Zhou USA/FDA

Dr. Carrie A. Lowney USA/AHI

Dr. G. J. Schefferlie Europe/CBG (EU)

Dr. A. H. Piersma Europe/RIVM (EU) アドバイザー (GL22)

Dr. Rainer Helbig Europe/IFAH

Dr. Gabriele Schmuck Europe/IFAH アドバイザー

Dr. Yoshihito Ishihara 日本/農林水産省動物医薬品検査所

Dr. Tomoko Nozaki 日本/公益社団法人 日本動物用医薬品協会

Dr. Kumiko Ogawa 日本/内閣府食品安全委員会 アドバイザー (GL54)

Dr.Ryo Ohta

日本 / 一般財団法人食品薬品安全センター アドバイザー (GL22)

Dr.Takehiko Nohmi 日本 / 一般財団法人食品薬品安全センター アドバイザー (GL23)

Dr. Alan Chicoine Canada/VDD

Dr. X. Li

Canada/VDD アドバイザー (GL22)

Dr. Jeane nicolas
New Zealand/NZMPI

2. 安全性 EWG の目的

2012 年 6 月開催の第 27 回 SC 会合において、 EU 行政当局から提案のあった GL23 (遺伝毒 性試験ガイドライン)を欧州食品安全機関 (EFSA) の考えに従って見直すこと(遺伝毒性試験の基本的組み合わせの1つとなっている in vivo の小核試験を必須要件から除外すること)について、本 EWG で検討することが合意された。

2015年10月開催の第32回SC会合において、GL22(生殖毒性ガイドライン)に拡張1世代試験を含める改正を実施するか否かについてのCPを本EWGが作成し、第34回SC会合に提出することが指示された。

3. VICH GL23 (R) (再改訂) について

座長は2016年9月にEWG委員に対して、本ガイドラインの再改訂を行うにあたり、段階的評価法を採用するか否かについて意見を求めたが合意ができなかった。座長は、2017年9月にEWG委員に対してEUの作成した修正案を送付し、意見を求めた。JMAFFはこの案に対して、in silico modelを採用している点、in vitro 試験成績が陰性であれば in vivo 試験を実施せずに遺伝毒性を陰性とすることのできる段階的評価である点等について懸念を座長に提出した。EWG委員からの賛成意見、修正提案等を踏まえ、2019年1月、座長が再修正案を送付し、意見を求めた。

4. VICH GL22 (改訂) について

2017年12月に座長がEWGに対して意見を求めたCP案について、JMAFFは、これまで提出した意見が反映されているため賛成との意見を2018年3月に座長に送付した。2019年3月現在、座長がEWG委員の意見を反映させたCP案の変更を行っているところ。

E 代謝及び残留 EWG の概要

1 EWGのメンバー

S. SCHEID (EU の規制当局、座長)

: BVL (Bundesamt fur Verbraucherschutz und Lebensmittelsicherheit)

J. ORIANI (米国の規制当局、専門家)

: US FDA

O. IDOWU (米国の規制当局、アドバイザー)

: US FDA

宇田友彦(日本の業界団体、専門家)

: JVPA

J. KILLMER (EU の業界団体、専門家)

: AnimalhealthEurope, Zoetis

R. MAGNIER (EU の業界団体、GL49 のアドバイザー)

: AnimalhealthEurope, Ceva

小池良治(日本の規制当局、専門家)

: JMAFF

三輪理(日本の規制当局、アドバイザー)

: 增養殖研究所

P. BONER (米国の業界団体、専門家)

: AHI. Zoetis

I. LUTZE(オーストラリアの規制当局、専門家)

: APVMA

M. SMAL (オーストラリアの業界団体、アドバイザー)

: AMA (MSD Animal Health)

S. GHIMIRE (カナダの規制当局、専門家)

: VDD (Veterinary Drug Directorate)

B. BHATIA(カナダの規制当局、アドバイザー)

: VDD (Veterinry Drug Directorate)

J. SCHEFFERLIE (EU の規制当局、専門家)

: EU (Dutch Medicines Evaluation Board)

K. LORENZ (EU の規制当局、アドバイザー)

: Bundesinstitut fur Risikobewertung

2 EWG の活動状況

水産用医薬品の残留試験 GL については、 2017年11月に SC で了承 (step3) された案に ついて、2018 年 4 月~5 月にパブコメを実施した(意見なし)。同年 10 月に step4 でのコメントに対する修正案(主に記載整備)が示され、同年 12 月まで各極の意見が求められたが、各極から特段の意見がなかったことから、2019 年 1 月に当該案が最終案として合意された(step5)。同年 2 月に SC で了承され(step6)、2020 年 2 月までに各極で施行される予定(step7)。

蜜蜂用医薬品(はちみつ)の残留試験 GL については、2018年5月に最終案が示され、同年5月に合意された(step5)。同年6月に SCで了承され(step6)、2019年6月までに各極で施行される予定(step7)。日本では、同年3月1日に当所所長通知を改正し、同日付で当該 GL を適用することとしたが、2020年2月29日までに開始する残留試験については、従前の例に従うことができるものとした。

なお、作業部会会合は開催されなかった。

3 GLの検討状況

現在、検討している GL はない。

4 今後の予定

水産用医薬品の残留試験GLについては、 step7としてGLを施行する。

なお、2019年3月現在、次回会合の予定は ない。

F 生物学的同等性 EWG の概要

1 EWGの設置

血中濃度を指標とした生物学的同等性試験 GLの調和を目的に、2010年に生物学同等性 EWGの設置がSC に認められ、活動を開始した。

2 EWGのメンバー

Marilyn Martinez Pelsor USA/行政代表(FDA/CVM)、座長

USA/行政代表(FDA/CVM)、専門家

Dawn A. Merritt

Iohn K. Harshman

USA/業界代表 (Zoetis)、専門家

K. KLAUS

USA/業界代表(AHI)

Bill Zollers

USA/業界代表 (General Animal Drug Alliance)、アドバイザー

Henrik Wåhlström

EU/行政代表(Läkemedelsverket (Sweden))、専門家

Erik De Ridder

EU/業界代表 (Elanco)、専門家

Awilda Baoumgren

Australia·New Zealand/行政代表(NZFSA (New Zealand))

Phil Reeves

Australia · New Zealand/ 行政代表(ANZ (Australia))

B. KUNTZ

Canada/ 業界代表 (Bio Agri Mix)

有吉 英男

日本/業界代表(フジタ製薬(株))、専門家 小澤 真名緒

日本 / 行政代表 (農林水産省動物医薬品検 査所)、専門家

3 EWG の活動状況

2015年8月にSCにおいてGL52がstep6で

採択されたのち、新規のトピックはないが、 GL52のトレーニング教材が完成するまで本 EWG を維持することが SC により決定されて いる。

2018年6月のSC会合で、AnimalhealthEuropeが作成したGL52のトレーニング用の教材が承認された。また、同SC会合において、バイオウェーバーに関するトピックを議論することが提案され、AnimalhealthEuropeがオーストラリア及び南アフリカと協力してコンセプトペーパー(CP)を作成することとなった。

2019年2月のSC会合において、CPが提示されたが、内容が広範であることから再検討が必要とされた。

バイオウェーバーに関する CP の修正は、 EWG の座長を引き続いて務める FDA が行い、 修正後の CP を 2019 年 5 月までに SC メンバー に回覧するとともに、同年 6 月までに SC が承 認することとなった。

4 今後の予定

当該 CP を基に、EWG での作業が開始される見込みである。

G 駆虫剤 EWG の概要

1 EWG の活動状況

EWGが正式に発足し、座長から作業計画が送付された。GLの改正作業は基本的に電子メールを用いて行っているが、2017年7月にFDA/CVMにおいて対面会合が開催された。対面会合では、今まで検討していた課題の多くが合意された。しかしながら、幾何平均・算術平均の使用や寄生虫種ごとの適切な最少感染数の定義等の新しい課題については、引き続き意見交換をしながら調和を図ることになる。

2 EWGのメンバー

A. Phillippi-Taylor USA/ 行政代表(FDA/CVM)、座長

E. Smith

USA/ 行政代表(FDA/CVM) N. Bridoux

EU/行政代表(EMA)

T. Geurden

EU/業界代表(Zoetis)

S. Rehbein

EU/業界代表(Zoetis)

A. DeRosa

EU/業界代表(Zoetis)

N. Bignell

Australia·New Zealand/行政代表(APVMA)

H. Aitken

Canada / 行政代表 (VDD)

荻野 智絵

日本/行政代表(農林水産省動物医薬品検査所) 小松 忠人

日本/業界代表(DSファーマアニマルヘルス(株))

3 今後の予定

対面会合後、座長からは糞便虫卵減少試験等の課題についても、随時作業依頼があり、日本の行政当局としての意見を提出していく予定である。

H 配合剤 EWG の概要

1 EWG の発足

EWGが正式に発足し、座長から作業計画が送付された。GLの改正作業は基本的に電子メールを用いて行う予定である。

2 EWGのメンバー

Sh. XU

China/ 行政代表 (CVDA)、座長

C. Groesbeck

USA/行政代表(FDA/CVM)、トピックリーダー

J. Fiorini

USA/業界代表 (Merial/BIVI)

I. Mitchell

EU/行政代表(VMD)

V. Zonnekeyn

EU/業界代表(Elanco)

L. Frayssinet

EU/業界代表(Virbac)

Ch. Miller

Canada/ 行政代表 (VDD)

M. Ioppolo

Argentina/業界代表(Zoetis)

L. Shackleton

New Zealand/業界代表 (MSD AH)

江口 郁

日本 / 行政代表 (農林水産省動物医薬品検 査所)

和久井 康裕

日本 / 業界代表 (ベーリンガーインゲルハ イムアニマルヘルスジャパン (株))

3 EWG の活動状況

2018年3月にトピックリーダーから示された作業用ドラフト及び論点について意見照会が行われた。当方からは我が国の配合剤の現状を背景として論点についてコメントするとともに、GLについて我が国の実態と合わない部分について修正を求めた。

同年9月にこれを元にしたGL案が再びトピックリーダーから示され、意見を求められた。 これについて当方からは再度意見を提出した が、この案について一部のメンバーから、作業の基本的方針について電話会議が提案された。 電話会議は2019年3月に開催され、今後の作業方針について再確認と修正を含めた議論が行われる予定である。

4 今後の予定

電話会議の結果を受けて新たな作業がトピックリーダーから依頼されると思われ、適宜対応 する予定である。

I その他の諸活動

VICHでは、前述のSCとEWG以外に、必要に応じてタスクフォース(TF)や臨時検討グループを組織し、そこに限定的な役割を与えることで、必要な検討作業を行っている。

臨時検討グループは、VICH活動における中長期的な活動方針等を検討するために置かれる。これらは、SCメンバーが中心となり、その他業務上の関連を持つメンバーを随時加えて組織される。本年度は以下の活動を行った。

○トレーニング実施のための検討

VICH 組織定款に含まれる国際ハーモナイゼーションの一環として、VOF メンバー国から VICH GL に関するトレーニングの要望があった。それに対応して、第31回SC会合において、トレーニングとコミュニケーション戦略臨時検討グループ作成のトレーニング戦略文書(VICH/13/078)を採択し、新たにトレーニング実施のための臨時検討グループ(①トレーニング内容、②資金調達、③技術面とロジティクスの3つのサブグループから構成)を設置することを決定した。

規制当局主導のトレーニング内容に関するサブグループ(米国 FDA が主導)は、品質 GLのトレーニング教材の検討を開始したものの、リソースの観点から教材作成が困難となった(サブグループは休止状態)。そのため、第 34

回 SC 会合における議論の結果、新規に作成する GL については、GL 案作成時に EWG が教材を作成すること、既存の生物学的同等性 GL について、製薬業界側が中心となり、試行的にトレーニング教材を作成することが合意された。

○ 2018 年度の IMAFF の活動

2018年度は、第36回SC会合において、 JMAFF及びJVPAがGL48、57、50及び55のトレーニング教材を作成することが決定された。これを受け、JVPAは、農林水産省の補助事業により、これらのGLのトレーニング教材(ビデオ)を作成した。JMAFFは、トレーニング教材の作成に係る委員会へアドバイザーとして参画した。

作成した GL50 及び55 のトレーニング教材については、第37回 SC会合において VICH ウェブサイトに掲載することが決定された。 GL57のトレーニング教材については、 SC メンバーに対して最終化のための意見照会を行い、必要な修正を経て VICH ウェブサイトに掲載される予定である。

第37回SC会合と同時に開催された第6回 VICH公開会議においてこれらのビデオを公開 し、高い評価を受けた。

VII ガイドラインの作成状況

○ VICH ガイドラインの種類及び作業状況(2019 年 3 月現在)

ガイドライン (GL) の名称 1.分析法バリデーション:定義及び用語 2.分析法バリデーション:方法 3.動物用新原薬及び製剤の安定性試験 3R.動物用新原薬及び製剤の安定性試験(改正) 4.新剤型動物用医薬品の安定性試験 5.新動物用医薬品の原薬及び製剤の光安定性試験法 6.動物用医薬品の環境影響評価 - 第一相 7.駆虫剤の有効性試験法:一般事項 8.動物用飼料添加剤の安定性試験 9.臨床試験の実施基準 (GCP) 10.新動物用医薬品の原薬中の不純物 10R.新動物用医薬品の原薬中の不純物(改正)	作業段階(到達時期) Step 8(1999.10)2001.4 施行 Step 8(1999.10)2001.4 施行 Step 8(2000.5)2002.4 施行 Step 8(2008.1)2009.9 施行 Step 8(2000.5)2002.4 施行 Step 8(2000.5)2002.4 施行 Step 8(2001.7) (2012.1(社)日本動物用医薬品協会が自主基準を発出) Step 8(2001.6)2003.6 施行 Step 8(2001.6)2003.4 施行 Step 8(2001.7)省令対応済 Step 8(2001.6)2003.4 施行
2.分析法バリデーション:方法 3.動物用新原薬及び製剤の安定性試験 3R.動物用新原薬及び製剤の安定性試験(改正) 4.新剤型動物用医薬品の安定性試験 5.新動物用医薬品の原薬及び製剤の光安定性試験法 6.動物用医薬品の環境影響評価 - 第一相 7.駆虫剤の有効性試験法:一般事項 8.動物用飼料添加剤の安定性試験 9.臨床試験の実施基準(GCP) 10.新動物用医薬品の原薬中の不純物	Step 8 (1999.10) 2001.4 施行 Step 8 (2000.5) 2002.4 施行 Step 8 (2008.1) 2009.9 施行 Step 8 (2000.5) 2002.4 施行 Step 8 (2000.5) 2002.4 施行 Step 8 (2001.7) (2012.1 (社) 日本動物用医薬品協会が自主基準を発出) Step 8 (2001.6) 2003.6 施行 Step 8 (2001.6) 2003.4 施行 Step 8 (2001.7) 省令対応済
3.動物用新原薬及び製剤の安定性試験 3R.動物用新原薬及び製剤の安定性試験(改正) 4.新剤型動物用医薬品の安定性試験 5.新動物用医薬品の原薬及び製剤の光安定性 試験法 6.動物用医薬品の環境影響評価 – 第一相 7.駆虫剤の有効性試験法:一般事項 8.動物用飼料添加剤の安定性試験 9.臨床試験の実施基準(GCP) 10.新動物用医薬品の原薬中の不純物	Step 8 (2000.5) 2002.4 施行 Step 8 (2008.1) 2009.9 施行 Step 8 (2000.5) 2002.4 施行 Step 8 (2000.5) 2002.4 施行 Step 8 (2001.7) (2012.1 (社) 日本動物用医薬品協会が自主基準を発出) Step 8 (2001.6) 2003.6 施行 Step 8 (2001.6) 2003.4 施行 Step 8 (2001.7) 省令対応済
3R. 動物用新原薬及び製剤の安定性試験(改正) 4. 新剤型動物用医薬品の安定性試験 5. 新動物用医薬品の原薬及び製剤の光安定性 試験法 6. 動物用医薬品の環境影響評価 - 第一相 7. 駆虫剤の有効性試験法: 一般事項 8. 動物用飼料添加剤の安定性試験 9. 臨床試験の実施基準(GCP) 10. 新動物用医薬品の原薬中の不純物	Step 8 (2008.1) 2009.9 施行 Step 8 (2000.5) 2002.4 施行 Step 8 (2000.5) 2002.4 施行 Step 8 (2001.7) (2012.1 (社) 日本動物用医薬品協会が自主基準を発出) Step 8 (2001.6) 2003.6 施行 Step 8 (2001.6) 2003.4 施行 Step 8 (2001.7) 省令対応済
4. 新剤型動物用医薬品の安定性試験 5. 新動物用医薬品の原薬及び製剤の光安定性 試験法 6. 動物用医薬品の環境影響評価 - 第一相 7. 駆虫剤の有効性試験法: 一般事項 8. 動物用飼料添加剤の安定性試験 9. 臨床試験の実施基準 (GCP) 10. 新動物用医薬品の原薬中の不純物	Step 8 (2000.5) 2002.4 施行 Step 8 (2000.5) 2002.4 施行 Step 8 (2001.7) (2012.1 (社) 日本動物用医薬品協会が自主基準を発出) Step 8 (2001.6) 2003.6 施行 Step 8 (2001.6) 2003.4 施行 Step 8 (2001.7) 省令対応済
5. 新動物用医薬品の原薬及び製剤の光安定性 試験法 6. 動物用医薬品の環境影響評価 – 第一相 7. 駆虫剤の有効性試験法: 一般事項 8. 動物用飼料添加剤の安定性試験 9. 臨床試験の実施基準 (GCP) 10. 新動物用医薬品の原薬中の不純物	Step 8 (2000.5) 2002.4 施行 Step 8 (2001.7) (2012.1 (社) 日本動物用医薬品協会が自主基準を発出) Step 8 (2001.6) 2003.6 施行 Step 8 (2001.6) 2003.4 施行 Step 8 (2001.7) 省令対応済
試験法 6. 動物用医薬品の環境影響評価 - 第一相 7. 駆虫剤の有効性試験法: 一般事項 8. 動物用飼料添加剤の安定性試験 9. 臨床試験の実施基準 (GCP) 10. 新動物用医薬品の原薬中の不純物	Step 8 (2001.7) (2012.1 (社) 日本動物用医薬品協会が自主基準を発出) Step 8 (2001.6) 2003.6 施行 Step 8 (2001.6) 2003.4 施行 Step 8 (2001.7) 省令対応済
7. 駆虫剤の有効性試験法:一般事項 8. 動物用飼料添加剤の安定性試験 9. 臨床試験の実施基準 (GCP) 10. 新動物用医薬品の原薬中の不純物	(2012.1 (社) 日本動物用医薬品協会が自主基準を発出) Step 8 (2001.6) 2003.6 施行 Step 8 (2001.6) 2003.4 施行 Step 8 (2001.7) 省令対応済
8. 動物用飼料添加剤の安定性試験 9. 臨床試験の実施基準(GCP) 10. 新動物用医薬品の原薬中の不純物	Step 8(2001.6)2003.4 施行 Step 8(2001.7)省令対応済
9. 臨床試験の実施基準 (GCP) 10. 新動物用医薬品の原薬中の不純物	Step 8(2001.7)省令対応済
10. 新動物用医薬品の原薬中の不純物	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	Step 8(2001.6)2003.4 施行
10R. 新動物用医薬品の原薬中の不純物(改正)	1
	Step 8(2008.1)2009.9 施行
11. 新動物用医薬品の製剤中の不純物	Step 8(2001.6)2003.4 施行
11R. 新動物用医薬品の製剤中の不純物(改正)	Step 8(2008.1)2009.9 施行
12. 駆虫剤の有効性試験法: 牛	Step 8(2001.6)2003.4 施行
13. 駆虫剤の有効性試験法:羊	Step 8(2001.6)2003.4 施行
14. 駆虫剤の有効性試験法:山羊	Step 8(2001.6)2003.4 施行
15. 駆虫剤の有効性試験法:馬	Step 8(2002.7)2003.4 施行
16. 駆虫剤の有効性試験法:豚	Step 8(2002.7)2003.4 施行
17. 新動物用生物薬品 (バイオテクノロジー応 用製品/生物由来製品) の安定性試験法	Step 8(2001.7)2003.4 施行
18. 不純物:新動物用医薬品、活性成分及び賦 形剤の残留溶媒	Step 8(2001.7)2003.4 施行
18R. 不純物:新動物用医薬品、活性成分及び 賦形剤の残留溶媒(改正)	Step 8(2012.6)2013.4 施行
19. 駆虫剤の有効性試験法:犬	Step 8(2002.7)2003.4 施行
20. 駆虫剤の有効性試験法:猫	Step 8(2002.7)2003.4 施行
21. 駆虫剤の有効性試験法:鶏	Step 8(2002.7)2003.4 施行
22. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験: 生殖毒性試験	Step 8(2002.8)2004.4 施行
23. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験:遺伝毒性試験	Step 8(2002.8)2004.4 施行
23R. 食品中の残留動物用医薬品の安全	Step 8(2015.10)2015.6 施行
	14. 駆虫剤の有効性試験法:山羊 15. 駆虫剤の有効性試験法:馬 16. 駆虫剤の有効性試験法:豚 17. 新動物用生物薬品(バイオテクノロジー応用製品/生物由来製品)の安定性試験法 18. 不純物:新動物用医薬品、活性成分及び賦形剤の残留溶媒 18R. 不純物:新動物用医薬品、活性成分及び賦形剤の残留溶媒(改正) 19. 駆虫剤の有効性試験法:犬 20. 駆虫剤の有効性試験法:猫 21. 駆虫剤の有効性試験法:鶏 22. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験:生殖毒性試験 23. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験:遺伝毒性試験

医薬品監視	24. 動物用医薬品の監視: 有害事象報告の管理	Step 8(2015.12)2018.6 施行	
	+		
生物製剤	25. 生物学的製剤:ホルマリン定量法	Step 8 (2003.5) 基準対応済、	
4上 中加 朱川 女川	0.6 此場。当時共和國,本国時三4年本	2014.2 動生剤基準に明記	
生物製剤	26. 生物学的製剤:含湿度試験法	Step 8 (2003.5) 基準対応済、	
14-11-41-71-14		2014.2 動生剤基準に明記	
抗菌剤耐性	27. 食用動物用新医薬品承認申請のための抗菌	Step 8(2004.12)2005.7 施行	
. 1. 6. 1.1	剤耐性に関する承認前情報		
安全性	28. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試	Step 8(2003.10)2005.4 施行	
	験:癌原性試験		
	28R. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価	Step 8(2006.3)2007.3 施行	
	試験:癌原性試験(改正)		
医薬品監視	29. 動物用医薬品の監視:定期的要約更新報告	Step 8(2007.6)2018.6 施行	
医薬品監視	30. 動物用医薬品の監視:用語の管理リスト	Step 8 (2015.12)	
		(他の医薬品監視 GLと同時施行予定)	
安全性	31. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試	Step 8(2003.10)2004.4 施行	
	験: 反復投与(90日)毒性試験		
安全性	32. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試	Step 8(2003.10)2004.4 施行	
	験:発生毒性試験		
安全性	33. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試	Step 8(2003.10)2004.4 施行	
	験:試験の一般的アプローチ		
	33R. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価	Step 8(2010.2)2012.1 施行	
	試験:試験の一般的アプローチ(改正)		
生物製剤	34. 生物学的製剤:マイコプラズマ汚染検出法	Step 8 (2014.2)	
		2014.2 動生剤基準に明記	
医薬品監視	35. 動物用医薬品の監視: データ伝達の電子的	Step 8 (2015.12)	
	基準	(他の医薬品監視GLと同時施行予定)	
安全性	36. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試	Step 8(2005.5)2007.3 施行	
	験:微生物学的 ADI 設定の一般的アプローチ		
	36R. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価	Step 8(2013.6)2013.4 施行	
	試験:微生物学的 ADI 設定の一般的アプロー		
	チ (改正)		
安全性	37. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試	Step 8(2005.5)2007.3 施行	
	験: 反復投与慢性毒性試験	200,000, 200,000,000	
環境毒性	38.動物用医薬品の環境影響評価 - 第二相	Step8 (2005.10)	
N. An the Imp	100.2% M/II 位 /N HI / 2 / N / D / M 目 H III / N 一 H	(2012.1(社)日本動物用医薬品協	
		会が自主基準を発出)	
品質	 39. 新動物用原薬と新動物用医薬品の規格:試		
шД	59. 利動物用原架と利動物用医架面の規格・試 験方法と判定基準	Step 6 (2000.11) 2009.9 /唯刊	
	40. 新動物用生物薬品(バイオテクノロジー応	Stan 8 (2006.11) 2000.0 标行	
叩貝		Step 8(2006.11)2009.9 施行	
	用製品/生物由来製品の規格と判定基準)		

試験法 22. 動物用医薬品の監視:有害事象報告のため のデータ要素 2015.12	11 5 5 1 11 1 1 1 1 1 1		a (2222 =) 2222 2 1/ C
対象動物安全性 43. 動物用医薬品対象動物安全性試験	対象動物安全性	41.対象動物における生ワクチンの病原性復帰試験法	Step 8(2008.7)2008.3 施行
対象動物安全性 43. 動物用医薬品対象動物安全性試験 Step 8 (2010.7) 2010.9 施行 対象動物安全性 44. 動物用生及び不活化ワクチンの対象動物安 Step 8 (2011.4) 2010.11 施行	医薬品監視	42.動物用医薬品の監視:有害事象報告のため	Step 8 (2015.12)
対象動物安全性 44. 動物用生及び不活化ワクチンの対象動物安 Step 8 (2010.7) 2010.9 施行 全性試験 45. 新動物用原薬及び製剤の安定性試験におけ Step 8 (2011.4) 2010.11 施行 るブラケッティング法及びマトリキシング法 46. 残留物の特性の検出及び量の確認のための Step 8 (2012.2) 2012.1 施行 代謝・残留 47. 実験動物における比較代謝試験 Step 8 (2012.2) 2012.1 施行 代謝・残留 48. 体薬期間確立のための指標残留減衰試験 Step 8 (2012.2) 2012.1 施行 (改正) 49. 残留試験において使用される分析方法のバリデーション 49. 残留試験において使用される分析方法のバリデーション 49. 残留試験において使用される分析方法のバリデーション 49. 残留試験において使用される分析方法のバリデーション 49. 残留試験において使用される分析方法のバリデーション 50. 動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ安 Step 8 (2014.2) 2014.2 施行 全性試験を免除するための基準 GDR 動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ安全性試験を免除するための基準 Step 8 (2014.2) 2013.7 施行 生物学的同等性 本の完めの計算の表別を用いた生物学 Step 8 (2014.2) 2016.8 施行 の方めのファイル形式に関する実件 Step 8 (2016.8) 2016.8 施行 カーママット 51. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試 Step 8 (2016.1) 2017.11 施行 安全性 54. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試 Step 8 (2016.1) 2017.11 施行 安全性 55. 動物用生ワクチンの対象動物バッチ安全性 Step 8 (2016.1) 2017.11 施行 数:急性参照用量 (ARID) 設定の一般的ファイル・アイル・アイル・アイル・アイル・アイル・アイル・アイル・アイル・アイル・ア		のデータ要素	(他の医薬品監視 GLと同時施行予定)
会性試験	対象動物安全性	43. 動物用医薬品対象動物安全性試験	Step 8(2010.7)2010.9 施行
品質 45. 新動物用原薬及び製剤の安定性試験におけるプラケッティング法及びマトリキシング法	対象動物安全性	44. 動物用生及び不活化ワクチンの対象動物安	Step 8(2010.7)2010.9 施行
(代謝・残留 46. 残留物の特性の検出及び量の確認のための		全性試験	
代謝・残留 46. 残留物の特性の検出及び量の確認のための 代謝試験 Step 8 (2012.2) 2012.1 施行 代謝・残留 47. 実験動物における比較代謝試験 Step 8 (2012.2) 2012.1 施行 (根謝・残留 48. 体薬期間確立のための指標残留減衰試験 Step 8 (2012.2) 2012.1 施行 48. 体薬期間確立のための指標残留減衰試験 Step 8 (2016.1) 2015.6 施行 (改正)	品質	45. 新動物用原薬及び製剤の安定性試験におけ	Step 8(2011.4)2010.11 施行
 代謝・残留 47.実験動物における比較代謝試験 Step 8 (2012.2) 2012.1 施行 代謝・残留 48.体薬期間確立のための指標残留減衰試験 Step 8 (2012.2) 2012.1 施行 48.休薬期間確立のための指標残留減衰試験 Step 8 (2016.1) 2015.6 施行(改正) 代謝・残留 49.残留試験において使用される分析方法のパリデーション (改正) 生物製剤 50.動物用不活化ワクチンの対象動物パッチ安全性試験を免除するための基準 (改正) 品質 51.安定試験の統計学的評価 Step 8 (2014.2) 2014.2 施行生物学的同等性 52.生物学的同等性:血中濃度を用いた生物学的同等性試験 53.動物用医薬品等に関する文書の電子的接受 的同等性試験 54.食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験:急性参照用量(ARID)設定の一般的アプレーチ 生物製剤 55.動物用生ワクチンの対象動物パッチ安全性 試験を免除するための基準 (改正) おtep 8 (2014.2) 2013.7 施行生物学 的に参考のである大きのであるとのであるとのであるとのであるとのであるとのであるとのであるとのであると		るブラケッティング法及びマトリキシング法	
代謝・残留 47.実験動物における比較代謝試験 Step 8 (2012.2) 2012.1 施行 代謝・残留 48.体薬期間確立のための指標残留減衰試験(改正) Step 8 (2012.2) 2012.1 施行 48. 体薬期間確立のための指標残留減衰試験(改正) Step 8 (2016.1) 2015.6 施行 代謝・残留 49.残留試験において使用される分析方法のバリデーション (改正) Step 8 (2014.2) 2012.1 施行 生物製剤 50.動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ安全性試験を免除するための基準(改正) Step 8 (2014.2) 2014.2 施行 占質 51.安定試験の統計学的評価 Step 8 (2014.2) 2013.7 施行 生物学的同等性 52.生物学的同等性:血中濃度を用いた生物学的同等性に動中濃度を用いた生物学的同等性試験 Step 8 (2016.8) 2016.8 施行 電子ファイル 53.動物用医薬品等に関する文書の電子的接受のためのファイル形式に関する要件 Step 8 (2016.2) 2016.2 施行 安全性 54.食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験:急性参照用量(ARID)設定の一般的アプローチ Step 8 (2016.11) 2017.11 施行 生物製剤 55.動物用生ワクチンの対象動物バッチ安全性試験:急に会験を発酵するための基準の設定のよめの光準、対しているの表験:金融を対しているの対象を対しているの表験:金融を対しているの表験:金	代謝・残留	46. 残留物の特性の検出及び量の確認のための	Step 8(2012.2)2012.1 施行
代謝・残留 48.休薬期間確立のための指標残留減衰試験 Step 8 (2012.2) 2012.1 施行 48R.休薬期間確立のための指標残留減衰試験 (改正)		代謝試験	
48R. 休薬期間確立のための指標残留減衰試験 Step 8 (2016.1) 2015.6 施行 (改正) (改正) (改正) 49.残留試験において使用される分析方法のバリデーション 49R. 残留試験において使用される分析方法のバリデーション (改正) 50.動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ安全性試験を免除するための基準 50R. 動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ安全試験を免除するための基準 (改正) 51.安定試験の統計学的評価 Step 8 (2014.2) 2014.2 施行安計算 Step 8 (2014.2) 2013.7 施行生物学的同等性 52.生物学的同等性:血中濃度を用いた生物学的同等性 52.生物学的同等性:血中濃度を用いた生物学的同等性 52.生物学的同等性:血中濃度を用いた生物学が同時性 54.食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験:急性参照用量(ARID)設定の一般的アプローチ 54.食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験:急性参照用量(ARID)設定の一般的アプローチ 55.動物用生ワクチンの対象動物バッチ安全性 Step 8 (2016.1) 2017.11 施行験:急性参照用量(ARID)設定の一般的アプローチ 55.動物用生ワクチンの対象動物バッチ安全性 Step 8 (2017.5) 2018.4 施行款験を免除するための基準 (水) (水)	代謝・残留	47. 実験動物における比較代謝試験	Step 8(2012.2)2012.1 施行
代謝・残留 49.残留試験において使用される分析方法のバ 5tep 8 (2012.2) 2012.1 施行 リデーション 49R. 残留試験において使用される分析方法の 5tep 8 (2016.1) 2015.6 施行 バリデーション (改正) 50.動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ安 全性試験を免除するための基準 50R. 動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ 安全試験を免除するための基準 (改正) 51.安定試験の統計学的評価 5tep 8 (2014.2) 2013.7 施行 生物学的同等性 51.安定試験の統計学的評価 5tep 8 (2014.2) 2013.7 施行 53.動物用医薬品等に関する文書の電子的接受 5tep 8 (2016.2) 2016.2 施行 のためのファイル形式に関する要件 54.食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験: 急性参照用量 (ARfD) 設定の一般的アプローチ 55.動物用生ワクチンの対象動物バッチ安全性 54.食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験: 急性参照用量 (ARfD) 設定の一般的アプローチ 56.食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験: 急性参照用量 (ARfD) 設定の一般的アプローチ 57.食用動物における動物用医薬品の安全性評価試 5tep 8 (2017.5) 2018.4 施行 歳験: 残留基準 (MRL) 及び体薬期間を設定するための基準 57.食用動物における動物用医薬品の代謝及び 機留動態を評価するための試験: 水産動物の 体薬期間設定のための指標残留減衰試験 5tep 7 (2019.2) 施行準備中 残留動態を評価するための指標残留減衰試験	代謝・残留	48. 休薬期間確立のための指標残留減衰試験	Step 8(2012.2)2012.1 施行
代謝・残留 49.残留試験において使用される分析方法のバ 1リデーション 49R. 残留試験において使用される分析方法の 5tep 8 (2012.2) 2012.1 施行 1リデーション (改正) 50.動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ安全性試験を免除するための基準 50R.動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ 5tep 7 (2017.5) 2018.4 施行 安全試験を免除するための基準 (改正) 51.安定試験の統計学的評価 5tep 8 (2014.2) 2013.7 施行 生物学的同等性 52.生物学的同等性:血中濃度を用いた生物学 5tep 8 (2016.8) 2016.8 施行 的同等性試験 8モアフィル 53.動物用医薬品等に関する文書の電子的接受 5tep 8 (2016.2) 2016.2 施行 のためのファイル形式に関する要件 54.食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試 5tep 8 (2016.1) 2017.11 施行 験:急性参照用量 (ARfD) 設定の一般的アプローチ 55.動物用生ワクチンの対象動物バッチ安全性 5tep 8 (2016.1) 2017.11 施行 験:残留基準 (MRL) 及び休薬期間を設定するためのメルラションの残留動物用医薬品の安全性評価試 5tep 8 (2018.6) 2019.3 施行 時:残留基準 (MRL) 及び休薬期間を設定するためのハチミツ中の残留試験計画 57.食用動物における動物用医薬品の代謝及び 5tep 7 (2019.2) 施行準備中 残留動態を評価するための指標残留減衰試験 5tep 7 (2019.2) 施行準備中		48R. 休薬期間確立のための指標残留減衰試験	Step 8(2016.1)2015.6 施行
リデーション 49R. 残留試験において使用される分析方法の 7リデーション(改正) 50. 動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ安 5tep 8(2014.2)2014.2 施行 全性試験を免除するための基準 50R. 動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ 5tep 7(2017.5)2018.4 施行 安全試験を免除するための基準 (改正) 51. 安定試験の統計学的評価 5tep 8(2014.2)2013.7 施行 生物学的同等性 52. 生物学的同等性:血中濃度を用いた生物学 6tep 8(2016.8)2016.8 施行 6tep 8(2016.8)2016.8 施行 7ォーマット 7カーマット 7カーマット 7カーマット 7カーマット 7カーマット 7カーマット 7カーター・カーチ 53. 動物用医薬品等に関する文書の電子的接受 5tep 8(2016.2)2016.2 施行 7カーマット 7カーター・カーチ 55. 動物用医薬品の安全性評価試 54. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試 55. 動物用生ワクチンの対象動物バッチ安全性 54. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試 56. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試 56. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試 57. 食用動物における動物用医薬品の代謝及び 51 表にめのハチミツ中の残留試験計画 57. 食用動物における動物用医薬品の代謝及び 51 表に対しているのよりに対しているのはでは、 51 表に対しているのよりに対しているのものものものものものものものもののよりに対しているのもののよりに対しているのもののよりに対しているのもののよりに対しているのもののよりに対しているのもののよりに対しているのもののよりに対しているのもののよ		(改正)	
49R. 残留試験において使用される分析方法の 71リデーション(改正) 50. 動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ安 5tep 8(2014.2)2014.2 施行 全性試験を免除するための基準 50R. 動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ 5tep 7(2017.5)2018.4 施行 安全試験を免除するための基準 (改正) 51. 安定試験の統計学的評価 52. 生物学的同等性 52. 生物学的同等性:血中濃度を用いた生物学 60同等性試験 52. 生物学的同等性:血中濃度を用いた生物学 60同等性試験 53. 動物用医薬品等に関する文書の電子的接受 54. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試 54. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試 54. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試 55. 動物用生ワクチンの対象動物バッチ安全性 54. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試 56. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試 56. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試 56. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試 56. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試 57. 食用動物における動物用医薬品の代謝及び 57. 食用動物における動物用医薬品の代謝及び 57. 食用動物における動物用医薬品の代謝及び 56. 食用動物における動物の試験:水産動物の 67. 食用動物における動物の試験:水産動物の 67. 食用動物における動物の試験:水産動物の 67. 食用動物において使用する 56. 食用の食品が、 56. 食用の食品が	代謝・残留	49. 残留試験において使用される分析方法のバ	Step 8(2012.2)2012.1 施行
生物製剤 50. 動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ安全性試験を免除するための基準 Step 8 (2014.2) 2014.2 施行全性試験を免除するための基準(改正) 品質 51. 安定試験の統計学的評価 Step 8 (2014.2) 2013.7 施行生物学的同等性 : 血中濃度を用いた生物学的同等性		リデーション	
生物製剤 50.動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ安全性試験を免除するための基準 Step 8 (2014.2) 2014.2 施行安全試験を免除するための基準(改正) 品質 51.安定試験の統計学的評価 Step 8 (2014.2) 2013.7 施行生物学的同等性: 血中濃度を用いた生物学的同等性: 血中濃度を用いた生物学的同等性試験 電子ファイル 53.動物用医薬品等に関する文書の電子的接受のためのファイル形式に関する要件 Step 8 (2016.2) 2016.2 施行からめのファイル形式に関する要件 女全性 54.食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験: 急性参照用量(ARfD)設定の一般的アプローチ Step 8 (2016.1) 2017.11 施行験: 急性参照用量(ARfD)設定の一般的アプローチ 生物製剤 55.動物用生ワクチンの対象動物バッチ安全性試験を免除するための基準 Step 8 (2017.5) 2018.4 施行試験を免除するための基準 代謝・残留 56.食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験: 残留基準(MRL)及び体薬期間を設定するためのハチミツ中の残留試験計画 Step 8 (2018.6) 2019.3 施行 代謝・残留 57.食用動物における動物用医薬品の代謝及び残留動態を評価するための試験: 水産動物の体薬期間設定のための指標残留減衰試験 Step 7 (2019.2) 施行準備中		49R. 残留試験において使用される分析方法の	Step 8(2016.1)2015.6 施行
全性試験を免除するための基準 Step 7 (2017.5) 2018.4 施行 50R. 動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ 安全試験を免除するための基準 (改正) Step 8 (2014.2) 2013.7 施行 生物学的同等性 51. 安定試験の統計学的評価 Step 8 (2014.2) 2013.7 施行 生物学的同等性 52. 生物学的同等性:血中濃度を用いた生物学的同等性:血中濃度を用いた生物学的同等性試験 Step 8 (2016.8) 2016.8 施行 電子ファイルフォーマットのためのファイル形式に関する要件のためのファイル形式に関する要件のためのファイル形式に関する要件のためのファイル形式に関する要件のためのアプローチを全性が表別用量(ARfD)設定の一般的アプローチを全性が表別を発験するための対象動物バッチ安全性試験を免除するための基準 Step 8 (2016.1) 2017.11 施行を決定するための基準 代謝・残留が発出を発音を発音を表しているの表別であるとはいのよりでは、残留基準(MRL)及び休薬期間を設定するためのハチミツ中の残留試験計画の代謝及び残留動態を評価するための試験:水産動物の休薬期間を設定するための試験:水産動物の株薬期間を設定のための指標残留減衰試験 Step 7 (2019.2) 施行準備中		バリデーション (改正)	
50R. 動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ 安全試験を免除するための基準(改正) Step 8 (2014.2) 2013.7 施行 生物学的同等性 51. 安定試験の統計学的評価 Step 8 (2014.2) 2013.7 施行 生物学的同等性 52. 生物学的同等性 : 血中濃度を用いた生物学 的同等性試験 Step 8 (2016.8) 2016.8 施行 的同等性試験 Step 8 (2016.2) 2016.2 施行 フォーマット のためのファイル形式に関する要件 Step 8 (2016.2) 2016.2 施行 安全性 54. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験: 急性参照用量(ARfD)設定の一般的アプローチ Step 8 (2017.1) 2017.11 施行 策: 急性参照用量(ARfD) 設定の一般的アプローチ Step 8 (2017.5) 2018.4 施行 試験を免除するための基準 Step 8 (2017.5) 2018.4 施行 験: 残留基準(MRL)及び休薬期間を設定するためのハチミツ中の残留試験計画 Step 8 (2018.6) 2019.3 施行 検留動態を評価するための試験: 水産動物の 休薬期間設定のための指標残留減衰試験 Step 7 (2019.2) 施行準備中 残留動態を評価するための計標残留減衰試験 Step 7 (2019.2) 施行準備中 大線期間設定のための指標残留減衰試験 Step 7 (2019.2) 施行準備中 Step 8 (2018.6) 2019.3 施行 Step 7 (2019.2) 施行準備中 Step 8 (2018.6) 2019.3 施行 Step 7 (2019.2) 施行準備中 Step 8 (2018.6) 2019.3 施行 Step 7 (2019.2) Step 8 (2018.6) Step 8 (2018.6)	生物製剤	50. 動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ安	Step 8(2014.2)2014.2 施行
田質 51. 安定試験を免除するための基準 (改正) Step 8 (2014.2) 2013.7 施行 生物学的同等性 52. 生物学的同等性: 血中濃度を用いた生物学 52. 生物学的同等性: 血中濃度を用いた生物学 54. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験: 急性参照用量 (ARfD) 設定の一般的アプローチ		全性試験を免除するための基準	
品質51. 安定試験の統計学的評価Step 8 (2014.2) 2013.7 施行生物学的同等性 電子ファイル52. 生物学的同等性:血中濃度を用いた生物学的同等性:無中濃度を用いた生物学的同等性試験Step 8 (2016.8) 2016.8 施行的同等性試験電子ファイル フォーマット53. 動物用医薬品等に関する文書の電子的接受のためのファイル形式に関する要件Step 8 (2016.2) 2016.2 施行安全性54. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験: 急性参照用量 (ARfD) 設定の一般的アプローチStep 8 (2016.11) 2017.11 施行生物製剤55. 動物用生ワクチンの対象動物バッチ安全性試験を免除するための基準Step 8 (2017.5) 2018.4 施行代謝・残留56. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験: 残留基準 (MRL) 及び休薬期間を設定するためのハチミツ中の残留試験計画Step 8 (2018.6) 2019.3 施行代謝・残留57. 食用動物における動物用医薬品の代謝及び残留動態を評価するための試験: 水産動物の休薬期間設定のための指標残留減衰試験Step 7 (2019.2) 施行準備中		50R. 動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ	Step 7(2017.5)2018.4 施行
生物学的同等性52. 生物学的同等性:血中濃度を用いた生物学的同等性:血中濃度を用いた生物学的同等性試験Step 8 (2016.8) 2016.8 施行的同等性試験電子ファイルフォーマット53. 動物用医薬品等に関する文書の電子的接受のためのファイル形式に関する要件Step 8 (2016.2) 2016.2 施行のためのファイル形式に関する要件安全性54. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験:急性参照用量(ARfD)設定の一般的アプローチStep 8 (2016.11) 2017.11 施行態:急性参照用量のチンの対象動物バッチ安全性に試験を免除するための基準代謝・残留56. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験:残留基準(MRL)及び休薬期間を設定するためのハチミッ中の残留試験計画Step 8 (2018.6) 2019.3 施行態:残留基準(MRL)及び休薬期間を設定するためのパチミッ中の残留試験計画代謝・残留57. 食用動物における動物用医薬品の代謝及び残留動態を評価するための試験:水産動物の休薬期間設定のための指標残留減衰試験Step 7 (2019.2) 施行準備中		安全試験を免除するための基準 (改正)	
電子ファイル 53.動物用医薬品等に関する文書の電子的接受 フォーマット のためのファイル形式に関する要件 54. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験: 急性参照用量 (ARfD) 設定の一般的アプローチ 55.動物用生ワクチンの対象動物バッチ安全性 試験を免除するための基準 56. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験・残留基準 (MRL) 及び休薬期間を設定するためのハチミツ中の残留試験計画 57. 食用動物における動物用医薬品の代謝及び残留動態を評価するための試験:水産動物の 休薬期間設定のための指標残留減衰試験 5tep 7 (2019.2) 施行準備中	品質	51. 安定試験の統計学的評価	Step 8(2014.2)2013.7 施行
電子ファイル 53. 動物用医薬品等に関する文書の電子的接受 のためのファイル形式に関する要件	生物学的同等性	52. 生物学的同等性:血中濃度を用いた生物学	Step 8(2016.8)2016.8 施行
フォーマットのためのファイル形式に関する要件安全性54. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験: 急性参照用量(ARfD)設定の一般的アプローチStep 8 (2016.11) 2017.11 施行生物製剤55. 動物用生ワクチンの対象動物バッチ安全性試験を免除するための基準Step 8 (2017.5) 2018.4 施行代謝・残留56. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験: 残留基準(MRL)及び休薬期間を設定するためのハチミツ中の残留試験計画Step 8 (2018.6) 2019.3 施行代謝・残留57. 食用動物における動物用医薬品の代謝及び残留動態を評価するための試験: 水産動物の依薬期間設定のための指標残留減衰試験Step 7 (2019.2) 施行準備中		的同等性試験	
安全性54. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験: 急性参照用量 (ARfD) 設定の一般的アプローチStep 8 (2016.11) 2017.11 施行生物製剤55. 動物用生ワクチンの対象動物バッチ安全性試験を免除するための基準Step 8 (2017.5) 2018.4 施行代謝・残留56. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験: 残留基準 (MRL)及び休薬期間を設定するためのハチミツ中の残留試験計画Step 8 (2018.6) 2019.3 施行代謝・残留57. 食用動物における動物用医薬品の代謝及び残留動態を評価するための試験: 水産動物の休薬期間設定のための指標残留減衰試験Step 7 (2019.2) 施行準備中	電子ファイル	53. 動物用医薬品等に関する文書の電子的接受	Step 8(2016.2)2016.2 施行
験:急性参照用量 (ARfD) 設定の一般的アプローチ生物製剤55.動物用生ワクチンの対象動物バッチ安全性 試験を免除するための基準Step 8 (2017.5) 2018.4 施行 試験を免除するための基準代謝・残留56.食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試 験:残留基準 (MRL) 及び休薬期間を設定するためのハチミツ中の残留試験計画Step 8 (2018.6) 2019.3 施行代謝・残留57.食用動物における動物用医薬品の代謝及び 残留動態を評価するための試験:水産動物の 休薬期間設定のための指標残留減衰試験Step 7 (2019.2) 施行準備中	フォーマット	のためのファイル形式に関する要件	
生物製剤55. 動物用生ワクチンの対象動物バッチ安全性 試験を免除するための基準Step 8 (2017.5) 2018.4 施行代謝・残留56. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験:残留基準 (MRL)及び休薬期間を設定するためのハチミツ中の残留試験計画Step 8 (2018.6) 2019.3 施行代謝・残留57. 食用動物における動物用医薬品の代謝及び残留動態を評価するための試験:水産動物の休薬期間設定のための指標残留減衰試験Step 7 (2019.2) 施行準備中	安全性	54. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試	Step 8(2016.11)2017.11 施行
生物製剤55. 動物用生ワクチンの対象動物バッチ安全性 試験を免除するための基準Step 8 (2017.5) 2018.4 施行代謝・残留56. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試 験:残留基準 (MRL)及び休薬期間を設定するためのハチミツ中の残留試験計画Step 8 (2018.6) 2019.3 施行代謝・残留57. 食用動物における動物用医薬品の代謝及び 残留動態を評価するための試験:水産動物の 休薬期間設定のための指標残留減衰試験Step 7 (2019.2) 施行準備中		験:急性参照用量(ARfD)設定の一般的アプ	
試験を免除するための基準		ローチ	
代謝・残留56. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試験: 残留基準 (MRL) 及び休薬期間を設定するためのハチミツ中の残留試験計画Step 8 (2018.6) 2019.3 施行代謝・残留57. 食用動物における動物用医薬品の代謝及び残留動態を評価するための試験: 水産動物の休薬期間設定のための指標残留減衰試験Step 7 (2019.2) 施行準備中	生物製剤	55. 動物用生ワクチンの対象動物バッチ安全性	Step 8(2017.5)2018.4 施行
験:残留基準 (MRL) 及び休薬期間を設定するためのハチミツ中の残留試験計画 代謝・残留 57. 食用動物における動物用医薬品の代謝及び Step 7 (2019.2) 施行準備中 残留動態を評価するための試験:水産動物の 休薬期間設定のための指標残留減衰試験		試験を免除するための基準	
るためのハチミツ中の残留試験計画 代謝・残留 57. 食用動物における動物用医薬品の代謝及び Step 7 (2019.2) 施行準備中 残留動態を評価するための試験:水産動物の 休薬期間設定のための指標残留減衰試験	代謝・残留	56. 食品中の残留動物用医薬品の安全性評価試	Step 8(2018.6)2019.3 施行
代謝・残留 57. 食用動物における動物用医薬品の代謝及び Step 7 (2019.2) 施行準備中 残留動態を評価するための試験:水産動物の 休薬期間設定のための指標残留減衰試験		験:残留基準 (MRL) 及び休薬期間を設定す	
残留動態を評価するための試験:水産動物の 休薬期間設定のための指標残留減衰試験		るためのハチミツ中の残留試験計画	
休薬期間設定のための指標残留減衰試験	代謝・残留	57. 食用動物における動物用医薬品の代謝及び	Step 7(2019.2)施行準備中
		残留動態を評価するための試験:水産動物の	
		休薬期間設定のための指標残留減衰試験	
品質 58. 安定性試験の熱帯地域条件の追加 Step 4 (2018.6)	品質	58. 安定性試験の熱帯地域条件の追加	Step 4 (2018.6)

(参考)

VICH におけるガイドライン作成手順

ステップ	手 順	フェーズ
1	運営委員会(SC)に GL 作成のコンセプトペーパーを提出。	案の作成
	作成方針の合意後、専門家作業部会(EWG)を設置。	
2	EWG において GL 案を作成。	
3	EWG から提出された GL 案を SC が承認。	
4	GL 案を関係機関等で協議(パブリックコメント募集)。	案の修正~
5	EWG において GL 案を修正。	最終版の決定
6	修正 GL 案を SC で承認。	
7	完成した GL を各極規制当局へ送付。	発出手続き
8	各地域における GL の発出。	
9	GL の見直しと改訂(ステップ 1~8を行う)	メンテナンス